

諮問事項 1

瀬戸内海の環境の保全に関する
岡山県計画の変更について

岡 山 県

目 次

瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画の 変更について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画の 変更（素案）からの変更箇所・・・・・・・・	5
瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画の変更（案）・・	7

瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画の変更について

1 趣旨

瀬戸内海環境保全特別措置法（以下「法」という。）第4条第1項の規定により、関係府県知事は、国が定める瀬戸内海環境保全基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、瀬戸内海の環境の保全に関し実施すべき施策について、府県計画を定めることとされている。

国では、令和3年6月に法改正が行われ、令和4年2月には、地域の実情に応じた栄養塩類の管理、藻場・干潟等の保全、海洋プラスチックごみ等の発生抑制、気候変動への対応などを盛り込む基本計画の変更が行われた。

県では、平成28年10月に瀬戸内海の環境保全に関する岡山県計画を変更しているが、今回の国の基本計画の変更等を受け、関係機関、専門家、県民等の意見を踏まえた上で、岡山県計画を変更する。

2 県計画の主な変更点

【変更前】

水質の保全及び管理	沿岸域の環境の保全、再生及び創出
水産資源の持続的な利用の確保	自然景観及び文化的景観の保全



【変更後】

水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保 - 汚濁負荷の低減 - 下水道等の整備促進 <u>栄養塩類の管理</u> など	沿岸域の環境の保全、再生及び創出並びに自然景観及び文化的景観の保全 - 藻場・干潟等の保全 - 自然海浜の保全 - 沿岸の自然景観・文化的景観の保全 など
海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等への対応 - 内陸地域を含む発生抑制の推進 - プラスチックごみ対策の推進 など	気候変動への対応 - 監視測定の実施 - 調査研究等の推進 など

3 これまでの経緯と今後のスケジュール（予定）

- | | |
|--------|---------------|
| 令和4年8月 | 第1回湾灘協議会開催 |
| 9月 | 岡山県環境審議会（諮問） |
| 10月 | パブリック・コメントの実施 |
| 11月 | 第2回湾灘協議会開催 |
| 令和5年1月 | 岡山県環境審議会（答申） |
| 2月 | 国（環境省）との正式協議 |
| 3月 | 計画の策定、公表 |

4 計画変更（案）の概要

(1) 計画変更の趣旨

令和4年2月に変更された国の基本計画に基づき、地域の実情に応じた栄養塩類の管理、海洋プラスチックごみ等の発生抑制、気候変動への対応について盛り込むなどの変更を行う。

(2) 計画の期間

おおむね10年とし、おおむね5年ごとに点検を行い、必要に応じて見直す。

(3) 計画の目標

きれいで豊かな海の確保に向けて、次のアからエに掲げる目標を達成するべく取組を進める。

ア 水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保

イ 沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全

ウ 海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等への対応

エ 気候変動への対応

(4) 目標達成のための基本的な施策

(3)の目標を達成するため、次の施策を実施する。

ア 水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保

- ・水環境管理の観点からの汚濁負荷の低減
- ・下水道等の整備の促進
- ・栄養塩類の管理等
- ・水産資源を含む生物の生息環境の整備等

イ 沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全

- ・自然海浜等の保全等
- ・埋立てに当たっての環境保全に対する配慮

ウ 海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等の回収・発生抑制等

- ・海岸漂着物等の回収及び内陸地域を含む発生抑制の推進
- ・プラスチックごみ対策の推進
- ・循環経済への移行

エ 気候変動への対応を含む環境モニタリング、調査研究等の推進

- ・監視測定の実施
- ・調査研究等の推進

オ 基盤的な施策の着実な実施

- ・環境保全意識の普及
- ・環境教育・環境学習の推進

(5) 計画の点検

施策に関連する指標によって実施状況等を把握し、効果的な計画の推進を図る。

- ・水質汚濁に係る環境基準達成状況
- ・管理運転に取り組む下水処理場の箇所数
- ・藻場・干潟面積

- ・自然海浜保全地区数
- ・漂着ごみの推計量
- ・海水温 など

5 パブリック・コメントの結果

(1) 募集期間

令和4年10月24日（月）から11月23日（水）まで

(2) 意見を聴いた関係者等

播磨灘・備讃瀬戸環境保全岡山県協議会構成団体（令和4年11月16日に第2回協議会を開催）、岡山県環境審議会水質部会委員、市町村

(3) 寄せられた意見等

ア 件 数

39件（9人・4団体）

イ 主な意見の内容

意見の要旨	県の考え方
第2 計画の目標 努力目標でも構わないので目標値と達成時期を記載してほしい。	本計画は、国の基本計画に基づき策定するものであり、基本計画と同様に目標値等は定めておりませんが、施策の実施状況等について指標等を用いて把握し、点検を行うこととしています。
第2－1 水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保に関する目標 栄養塩の管理に賛成する。栄養塩不足による色落ちで、県内のノリ養殖は不作で大変であり、この状況が続くと廃業者が増える。この案を推進して「きれいで豊かな海の確保」を実現してほしい。	栄養塩類の管理等の取組を環境保全との両立を図りながら進めていくことにより、きれいで豊かな海の確保に努めてまいります。
第3－1－(1) 水環境管理の観点からの汚濁負荷の低減 「総量削減制度等に基づき、生活排水対策、産業排水対策及びその他の排水対策等、必要な対策を計画的かつ総合的に講じ、現在の水質が悪化しないよう、現状の取組を継続する」とされており、引き続き工場・事業場に対する排水規制等の適切な運用を行っていくとの理解でよい。	引き続き水質汚濁防止のための取組を継続するとともに、特定の海域ごとの実情や必要性に応じたきめ細やかな水質管理を環境保全との両立を図りながら進めていくこととしています。

第３－１－(５) 栄養塩類の管理等 下水処理場の管理運転を期間を定めず、年中行い、企業からの栄養塩排出量も増やしてほしい。湾、灘ごとの取組みを明確にするため、栄養塩類管理計画を県で定めてほしい。また、干潟の保全、再生活動を行ってほしい。	既に実施されている下水処理場の管理運転の状況や、今後追加で実施可能な施策の内容、環境保全との両立、沿岸府県の取組状況など、様々な情報を整理し、関係部局で連携しながら研究してまいります。また、干潟の保全等にも努めていきたいと考えています。
第３－５－(２) 情報提供、広報の充実 窒素などの栄養塩は、生物生産に必要不可欠なものだという必要性をしっかりと伝え、汚すというイメージを取り除いてほしい。	きれいで豊かな海の確保に向け、必要な情報提供等に努めてまいります。

瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画の変更（素案）からの主な変更箇所

頁	変更前：県計画の変更（素案）	変更後：県計画の変更（案）								
30	第３－３－(1) 海岸漂着物等の回収及び内陸地域を含む発生抑制の推進 ア 海岸管理者等、国、県、市町村、<u>民間団体、地域住民、事業者、学術機関等が適切な役割分担の下、連携・協力して海岸漂着物等の対策を推進する。</u>	第３－３－(1) 海岸漂着物等の回収及び内陸地域を含む発生抑制の推進 ア 海岸管理者、国、県、市町村が民間団体、地域住民、事業者、<u>学校等と連携・協力して海岸漂着物等の対策を推進する。</u>								
32	第３－４－(2) 調査研究等の推進 さらに、国が実施する水質や底生生物等の広域調査、気候変動による水温の上昇等がもたらす生物への影響や適応策の調査研究等について情報収集に努めるものとする。	第３－４－(2) 調査研究等の推進 さらに、国が実施する水質や底生生物等の広域調査、気候変動による水温の上昇等がもたらす生物への影響や適応策の調査研究等について情報収集に努めるものとする。<u>なお、気候変動に関する調査研究等の情報は、令和４（2022）年４月に設置した気候変動適応センターと共有を図り、連携した情報の発信等に努めるものとする。</u>								
35	第４－２ 状況を把握するための指標 表２ 主に沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全に関する指標 <table><tr><th>指標</th><th>項目</th></tr><tr><td>11</td><td>藻場面積</td></tr></table>	指標	項目	11	藻場面積	第４－２ 状況を把握するための指標 表２ 主に沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全に関する指標 <table><tr><th>指標</th><th>項目</th></tr><tr><td>11</td><td>藻場・干潟面積</td></tr></table>	指標	項目	11	藻場・干潟面積
指標	項目									
11	藻場面積									
指標	項目									
11	藻場・干潟面積									

瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画(案)

令和5年1月

岡山県

目 次

第1 序 説	1
1 計画の趣旨	1
2 計画の期間	1
3 現状と課題	2
(1) 岡山県の海域	2
(2) 岡山県海域の水質	3
(3) 下水道等の整備の状況	6
(4) 沿岸域の産業等の状況	7
(5) 沿岸域の環境の状況	7
(6) 瀬戸内海特有の景観と文化	9
(7) 海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等の状況	10
(8) 気候変動による影響等	11
第2 計画の目標	12
1 水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保に関する目標	13
2 沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全に関する目標	13
3 海洋プラスチックごみを含む漂流・漂着・海底ごみへの対応に関する目標	14
4 気候変動への対応に関する目標	14
第3 目標達成のための基本的な施策	15
1 水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保	15
(1) 水環境管理の観点からの汚濁負荷の低減	15
(2) 下水道等の整備の促進	16
(3) 底層環境等の改善	17
(4) 油等による汚染の防止	17
(5) 栄養塩類の管理等	17
(6) 水産資源を含む生物の生息環境の整備等	18
2 沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全	18
(1) 自然海浜等の保全等	18
(2) 海砂利の採取の抑制	20
(3) 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮	20
(4) 海洋観光等の推進	20
(5) 健全な水循環・物質循環機能の維持・回復	20

(6) 島しょ部の環境の保全	21
(7) 森林の適正な管理	21
3 海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等の回収・発生抑制等	21
(1) 海岸漂着物等の回収及び内陸地域を含む発生抑制の推進	21
(2) プラスチックごみ対策の推進	22
(3) 循環経済への移行	22
4 気候変動への対応を含む環境モニタリング、調査研究等の推進	23
(1) 監視測定の実施	23
(2) 調査研究等の推進	23
5 基盤的な施策の着実な実施	24
(1) 環境保全意識の普及、広域的な連携の強化等	24
(2) 情報提供、広報の充実	24
(3) 環境教育・環境学習の推進	24
第4 計画の点検	25
1 施策の実施状況及びその効果の把握	25
2 状況を把握するための指標	25
3 指標の現状値	27
用語集	37

注) 本文中の右肩に*が付いた語句については、用語集に説明を記載しています。

第 1 序 説

この計画は、瀬戸内海環境保全特別措置法*（昭和48年法律第110号）第4条の規定により、岡山県の区域（同法第2条第1項に規定する瀬戸内海及び同法第5条第1項に規定する関係府県の区域のうち岡山県の区域をいう。）において、瀬戸内海の環境保全に関し実施すべき施策について定めたものである。

1 計画の趣旨

国は、瀬戸内海が、我が国のみならず世界においても比類のない美しさを誇る景勝の地として、また、国民にとって貴重な水産資源の宝庫として、その恵沢を国民が等しく享受し、後代の国民に継承すべきものであるという認識に立って、それにふさわしい環境を確保し維持すること及びこれまでの開発等に伴い失われた良好な環境を回復することを目途として、環境保全に係る施策を総合的かつ計画的に推進するために「瀬戸内海環境保全基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定しており、令和4（2022）年2月に基本計画の全部を変更した。

これに伴い、変更後の基本計画に基づいて本計画を策定するものである。

2 計画の期間

この計画の期間はおおむね10年とする。また、おおむね5年ごとに、本計画に基づく施策の進捗状況について点検を行うものとし、必要に応じて見直しを行うものとする。

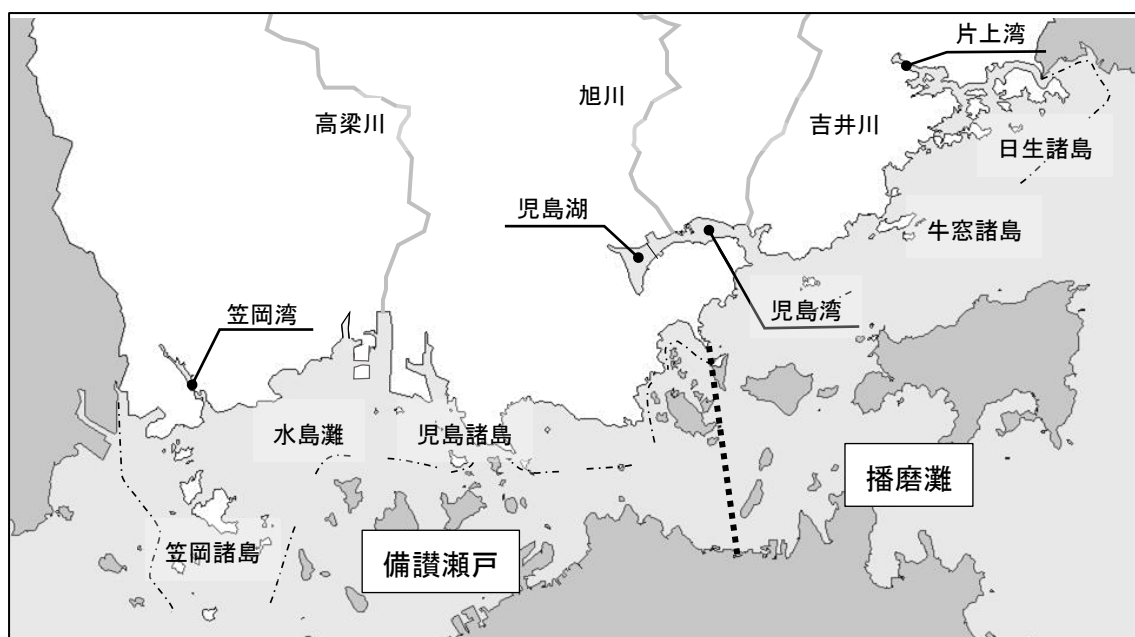
3 現状と課題

(1) 岡山県の海域

本県の海域は、紀伊水道と豊後水道から流入する海水が会う瀬戸内海の中央部に位置し、東は播磨灘、西は備讃瀬戸に区分されており、大小87の島々が点在している。約800km²の海域のうち、水深10m以浅の区域が50%以上を占めており、干満の差は最大で2mを超え、静穏な海域や潮流の速い瀬戸、開けた灘等の多様で複雑な構造を持っている。

また、一級河川の吉井川、旭川及び高梁川が流入しており、陸水の影響を強く受けるため、水温や塩分、栄養塩類*の変動が大きく、多様な自然環境が存在している。しかし、一方では、沿岸域の埋立てや開発、干拓等により浅海域の藻場*、干潟*等が消失・減少し、一部の海底では底質の悪化がみられる。

県内の海岸線は総延長約537kmで、このうち約6割が自然海岸*及び半自然海岸*である。



注) 播磨灘、備讃瀬戸の区分は「瀬戸内海環境保全臨時措置法第13条第1項の埋立についての規定の運用に関する基本方針について」に準ずる。

図1 岡山県の海域

(2) 岡山県海域の水質

本県の海域では、水質の環境基準*の類型指定が、COD（化学的酸素要求量）*等では10水域、全窒素*及び全磷*では8水域について行われている。また、COD等では27地点、全窒素及び全磷では21地点を環境基準点として水質調査を実施している。

これらの環境基準点における令和3（2021）年度の水質は、健康項目（27項目）*については全ての測定点で環境基準を達成している。水域ごとに環境基準の類型が指定されている生活環境項目*のうち、COD（75%値）の環境基準の達成率*は、A類型（5水域）は0%、B類型（2水域）は50%、C類型（3水域）は100%で、全体では40%である。全窒素（年間平均値）はⅡ類型（6水域）、Ⅲ類型（1水域）、Ⅳ類型（1水域）の全てで環境基準を達成している。全磷（年間平均値）ではⅡ類型（6水域）は50%、Ⅲ類型（1水域）、Ⅳ類型（1水域）はいずれも100%で、全体では62.5%である。

また、令和2（2020）年度の本県海域への汚濁負荷量*は、CODが30 t/日で、発生源別にみると、生活系が44.3%、産業系が33.6%、その他（山林、田畑等）が22.1%となっている。また、窒素は36 t/日で、このうち生活系は22.9%、産業系は17.2%、その他は59.9%、磷は1.8 t/日で、このうち生活系は45.6%、産業系は25.0%、その他は29.4%となっている。CODと磷は生活系の割合が高く、窒素はその他の割合が高い状態となっている。

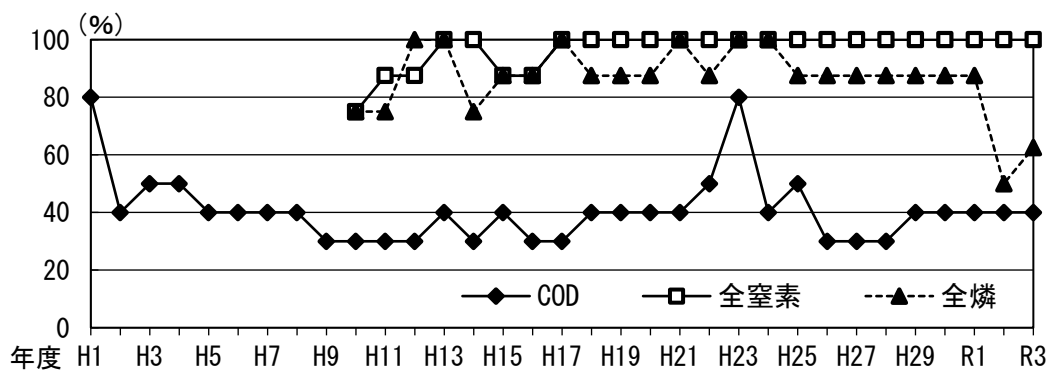


図2 岡山県海域の環境基準達成状況の推移

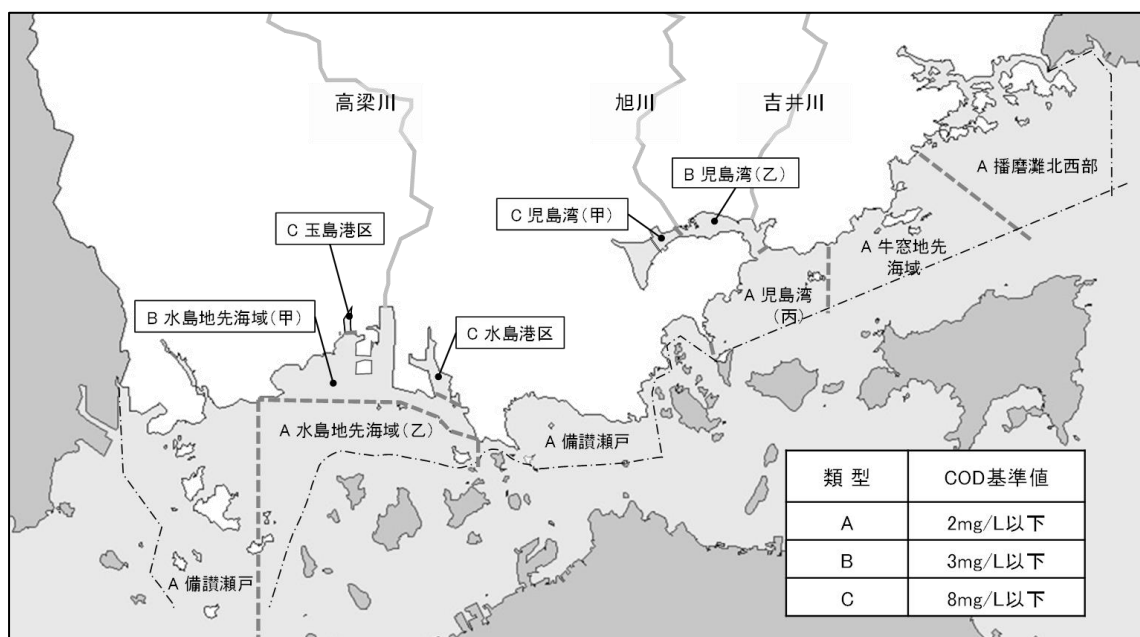


図3 公共用水域の類型指定の状況 (COD)

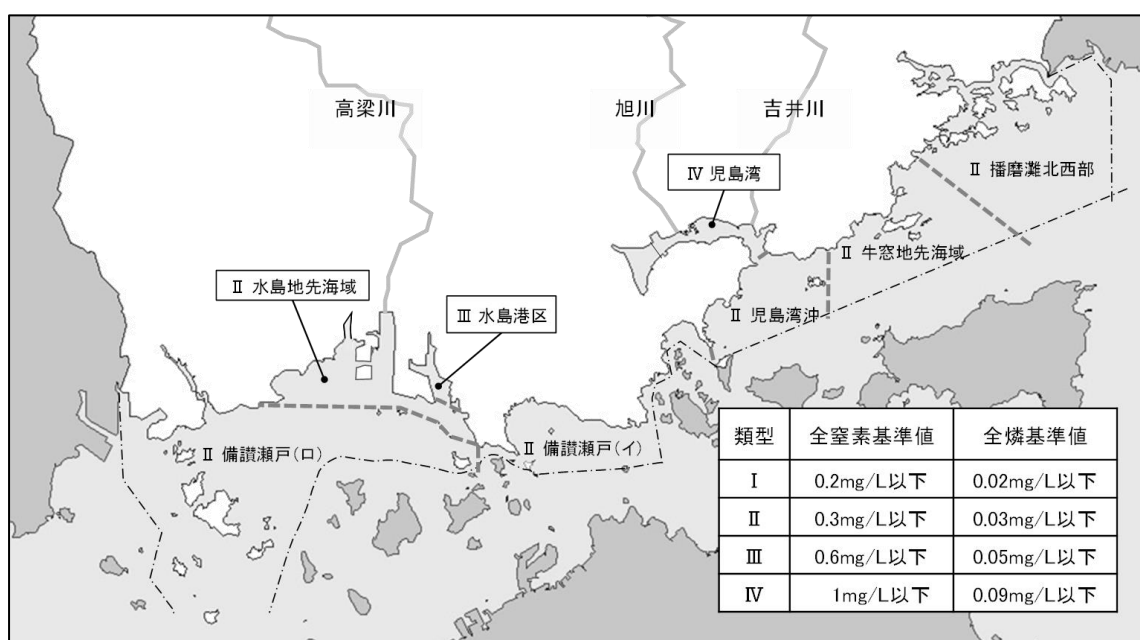


図4 公共用水域の類型指定の状況 (全窒素、全磷)

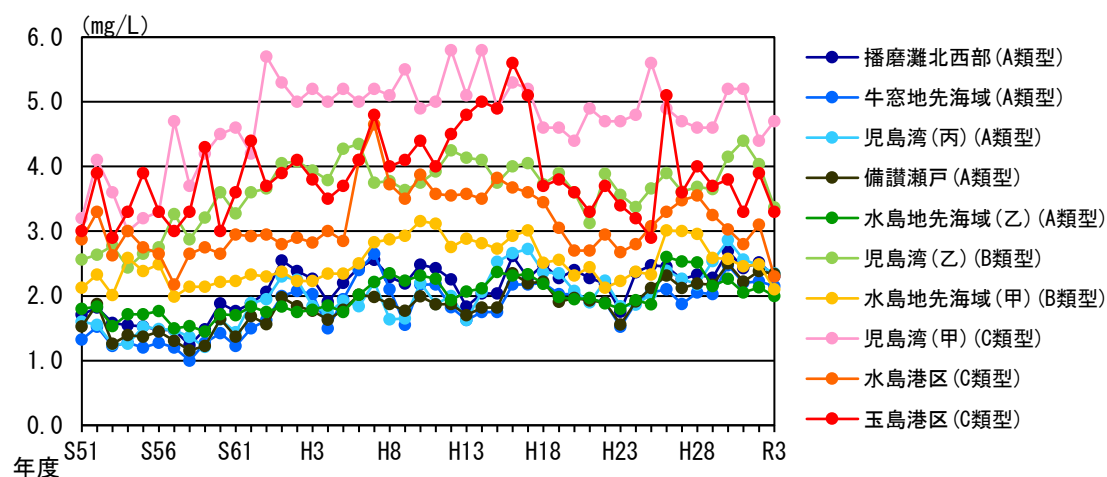


図5 公共用水域（海域）の水域ごとのCOD（年間平均値）の推移

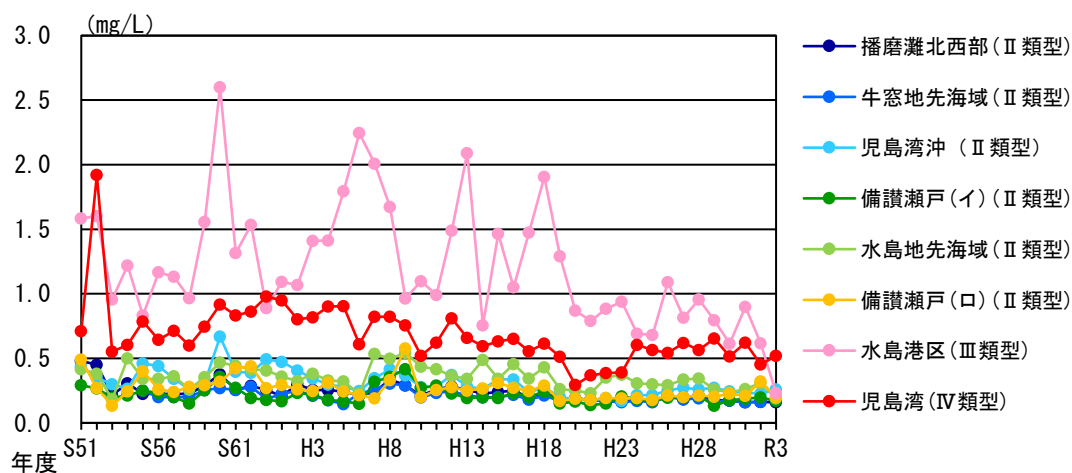


図6 公共用水域（海域）の水域ごとの全窒素（年間平均値）の推移

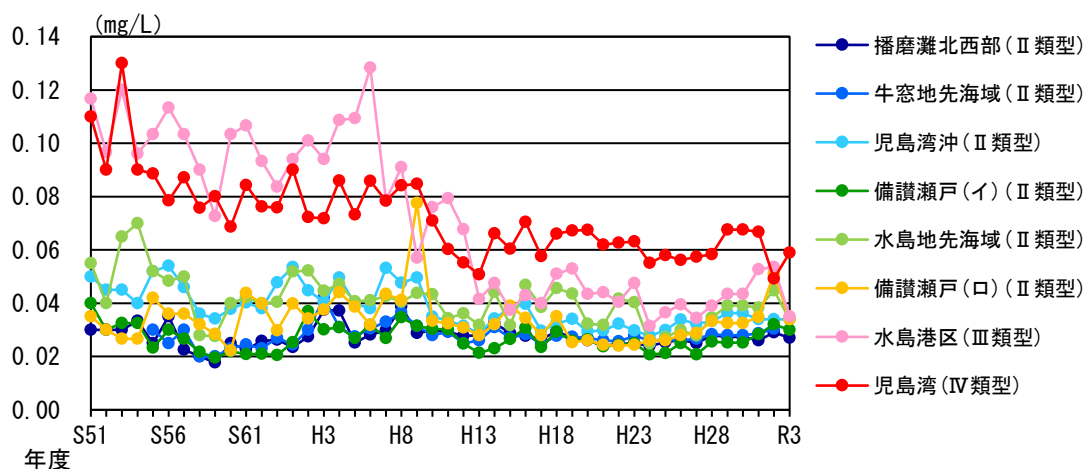


図7 公共用水域（海域）の水域ごとの全燐（年間平均値）の推移

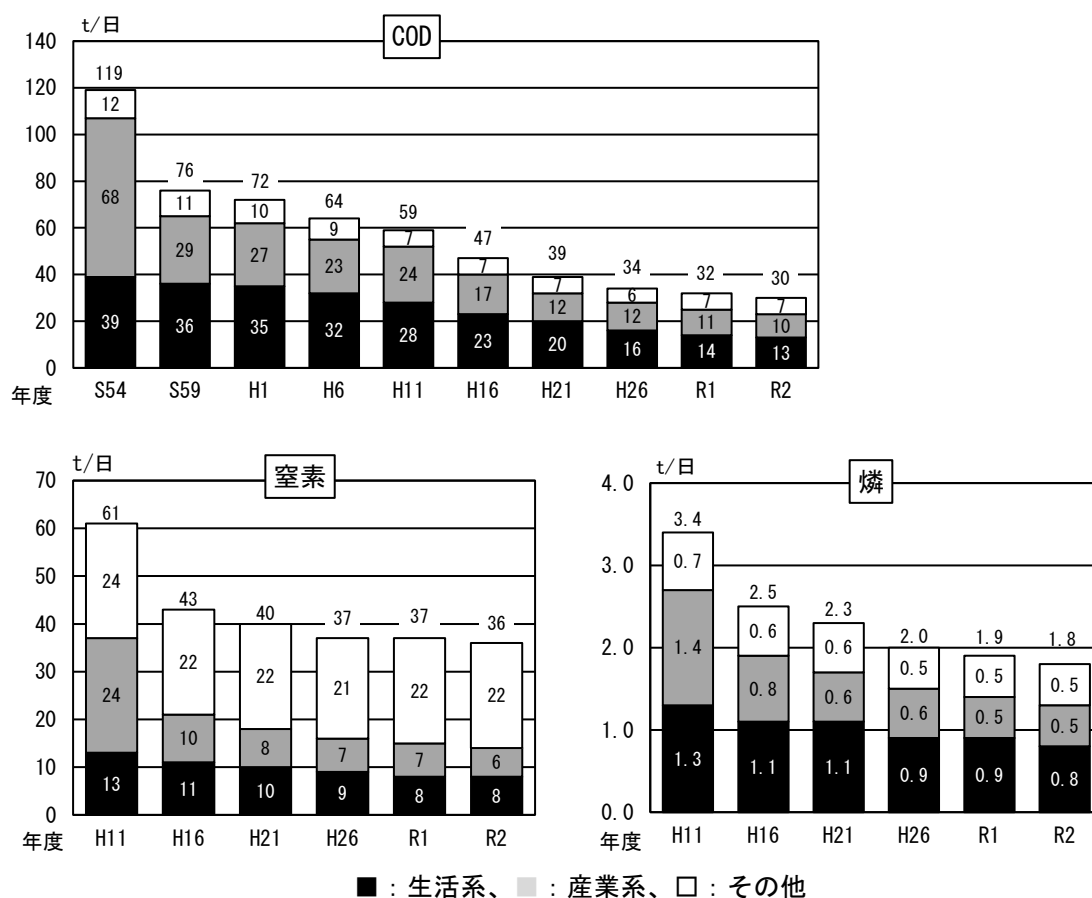


図8 岡山県海域への発生源別汚濁負荷量の推移

(3) 下水道等の整備の状況

下水道の整備は、生活排水及び工場・事業場排水に係る汚濁負荷量の削減対策として重要な施策である。県内の下水道の整備状況は、令和3（2021）年度末において児島湖流域下水道浄化センターほか66箇所の終末処理場が稼働しており、処理区域内人口は1,303,247人、処理人口普及率は69.6%である。

し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽*は、下水道整備予定区域外の地域にあっては、集落排水施設とともに生活排水対策の柱となっている。令和3（2021）年度末において、県内で113,227基の合併処理浄化槽が設置されている。

農業集落排水施設*は、令和3（2021）年度末で18市町村、110施設において供用（処理区域内人口：35,522人）している。また、漁業集落排水施設*は、令和3（2021）年度末で3市、4施設が稼働（処理区域内人口844人）している。

し尿処理施設*は、令和3（2021）年度末で岡山市ほか6市9事務組合において20施設が稼働（処理能力2,183kL/日）している。

(4) 沿岸域の産業等の状況

県内の沿岸部には、主に石油製品・石炭製品製造業、化学工業、鉄鋼業などの企業が立地しており、沿岸7市の令和元（2019）年度の製造品出荷額は約6兆680億円で県内全体の78.8%となっている。

海運については、沿岸に立地する工業地帯等への船舶の航行が盛んであり、令和2（2020）年に県内の港湾に入港した船舶は95,204隻である。特に、国際拠点港湾*である水島港には令和2（2020）年に28,569隻の船舶が入港しており、周辺は海上交通の要所となっている。さらに、宇野港、岡山港等から瀬戸内海の各地と航路が結ばれ、海上交通網が形成されている。

本県の水産業は、漁船漁業とノリ、カキ養殖業を主体として成り立っている。経営体数は漁船漁業（平成30（2018）年度）が632、ノリ養殖業、カキ養殖業（令和2（2020）年度）がそれぞれ63、134で減少傾向にある。生産量は、漁船漁業（令和2（2020）年）が2,579t、ノリ養殖業（令和2（2020）年度）が1.5億枚、カキ養殖業（令和2（2020）年度）が3,052t、生産金額はそれぞれ22億円（令和2（2020）年）、12.4億円、25.6億円（令和2（2020）年度）と養殖業の割合が高くなっている。

漁船漁業では、サワラやマダイが増加傾向にある一方、カレイ類の漁獲量は減少傾向にある。また、ノリ養殖業も栄養塩類の不足による色落ち等で生産量は減少傾向となっている。

(5) 沿岸域の環境の状況

ア 藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等

藻場は、魚介類の産卵場や育成場所としての機能を有するほか、二酸化炭素の吸収源として注目されるなど多様な役割を担っている。

県内のアマモ*場は、大正年代後期には約4,300ha存在していたが、沿岸開発や水質汚濁の影響により減少し、自然環境保全基礎調査（環境省）によると、平成元（1989）年度には549haであった。しかし、昭和60（1985）年頃から長年継続されてきた種まき等の再生活動、透明度の上昇、藻場造成事業等の効果により、県調査によると令和2（2020）年度には1,878haに回復している。また、県内全域の海岸の岩礁や転石帯にみられるガラモ*場は、昭和53（1978）年度の自然環境保全基礎調査で720haが確認されていたが、沿岸開発等により減少し、令和2（2020）年度の県の調査では290haとなっている。

干潟は、魚介類、鳥類等を含む生態系や健全な水循環・物質循環*を維持する上で重要な役割を担っている。県内では、吉井川及び高梁川の河口周辺に比較的大きな干潟が形成されているほか、その他の河川の河口、海岸部等に点在している。県内の干潟は、昭和20（1945）年頃には約4,000ha存在していたが、大規模干拓や沿岸開発により減少し、平成27（2015）年度の瀬戸内海における藻場・干

潟分布状況調査（環境省）では385haであった。

砂浜は、快水浴場百選（環境省）に選定されている玉野市の渋川海岸、明治13（1880）年から海水浴場として利用されている倉敷市の沙美海岸、県内各地の潮干狩り場等、多くの人が訪れるレジャー・観光の場であるとともに、瀬戸内海沿岸の景観の重要な構成要素となっている。

塩性湿地*は、海岸の後背地等に発達する塩分を含む水又は土壌からなる湿地で、県内では、浅口市のアッケシソウ*自生地、瀬戸内市の錦海塩田跡地等がある。これらの湿地では、塩生植物*等の特徴的な群落が形成されるほか、多くの生物の生息場所となっている。

こうした砂浜等の自然の海浜環境は、県民の健康的で文化的な生活にとって極めて貴重であり、後代に継承すべきものであることから、本県では、沙美海岸等県内8地区を自然海浜保全地区*に指定するなど、その保全及び適正な利用が図られるように努めている。

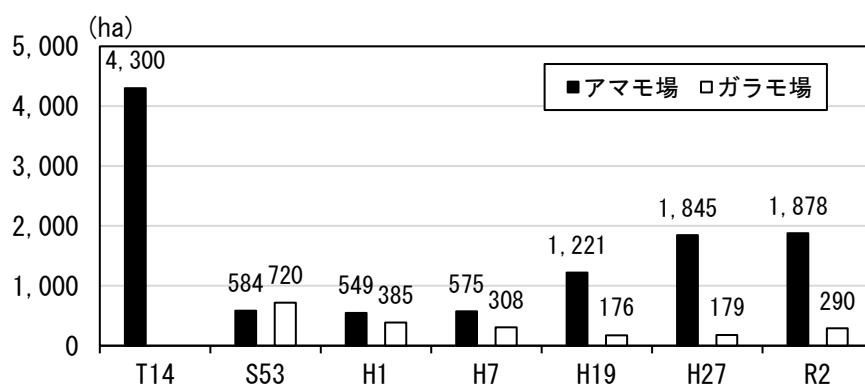


図9 県内の藻場面積の推移

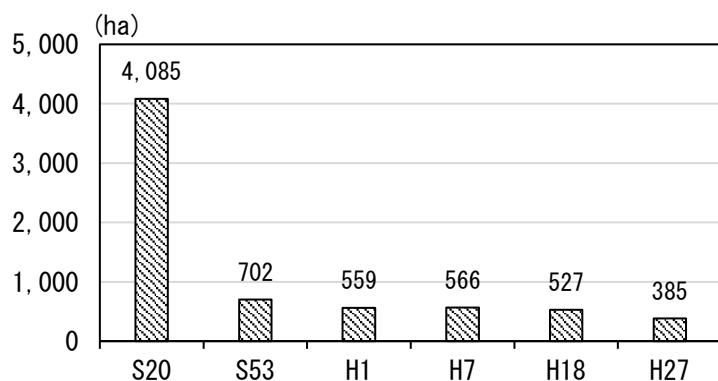


図10 県内の干潟面積の推移



図11 アマモ場

イ 海底

海底については、昭和40（1965）年前後からコンクリート用細骨材として海砂利が大量に採取されていたが、平成11（1999）、12（2000）年度の県調査では、海底の凹凸化や底質の泥化などの環境悪化が確認され、砂の消失等が魚類等に悪影響を与えていること等が指摘されたため、平成15（2003）年4月から海砂利採取が禁止されている。

ウ 河川・湖沼

県内の三大河川である吉井川、旭川及び高梁川の流域面積の合計は、県全体面積（7,114.33km²）の約83%（5,905km²）を占めており、播磨灘及び備讃瀬戸の水質はこれらの河川から流入する河川水の影響を受けている。

また、児島湖は、農業用水の確保と高潮等による浸水被害の防止を目的に、昭和25（1950）～34（1959）年に児島湾奥に締切堤防が建設されて誕生した人造湖で、湖水は締切堤防のゲートから児島湾に放流されている。令和2（2020）年度末時点の流域人口は県全体（約188万人）の約36%（約68万人）を占めており、かつては生活排水による水質悪化が著しかった。長期的には、下水道等の整備や環境保全意識の向上などにより水質は緩やかに改善されてきたが、近年は横ばい傾向で推移しており、依然として環境基準は未達成である。

(6) 瀬戸内海特有の景観と文化

瀬戸内海は、穏やかな内海多島美や、古くから人と自然が共存してきたことで形成された人文的景観を有しており、昭和9（1934）年に我が国で最初の国立公園の一つとして指定されている。

瀬戸内海の沿岸地域及び島しょ部における草木の緑は、瀬戸内海の自然景観を構成する重要な要素である。本県の沿岸地域及び島しょ部の自然植生*は、シイ、カシ類、モチノキ等の常緑広葉樹林であるが、古くから人為的影響を受け、一部にウバメガシ、ヤマモモ、トベラ等の自然林が残されているにすぎず、多くがアカマツ、クロマツ等の二次林*になっている。また、近年における各種開発、松くい虫被害、林野火災等により植生の回復はあまり進んでいないが、一部ではアラカシ、ネズミモチ、クスノキ、モッコク等を交えた比較的豊富な組成の常緑広葉樹林が回復しつつある。

史跡、名勝、天然記念物等としては、文化財保護法に基づき指定されている史跡として瀬戸内市の朝鮮通信使遺跡（牛窓本蓮寺境内）等が、名勝として倉敷市の下津井鷺羽山、笠岡市の白石島等が、天然記念物として倉敷市六口島地先の象岩、笠岡市のカブトガニ*繁殖地等が、重要無形民俗文化財として笠岡市の白石踊がある。また、岡山県文化財保護条例に基づき指定されている史跡として瀬戸内市の二塚山古墳等が、名勝として倉敷市の円通寺公園等が、天然記念物として備前市の住吉

島の樹林等がある。

また、沿岸域の自然体験施設としては、玉野市立玉野海洋博物館や笠岡市立カブトガニ博物館、岡山市立犬島少年の家、鷺羽山ビジターセンター等があり、海の恵みを利用して育まれた岡山ばらずし、ママカリの酢漬等の食文化や、製塩、陶器づくり、繊維等の産業文化、さらに、自然と一体となった瀬戸大橋の景観、近年注目されている水島のコンビナート景観などもある。

これらの瀬戸内海の沿岸域の自然環境や景観、文化、史跡、名勝等は重要な観光資源であり、令和元（2019）年には沿岸地域の主な観光地（玉野・渋川、児島・鷺羽山、笠岡・笠岡諸島）に約469万人の観光客が訪れ、主な海水浴場（外輪、宮の下、牛窓、宝伝、犬島、渋川、沙美、白石島）では約11万人の海水浴客やマリネレジャーを楽しむ人々で賑わっている。

(7) 海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等の状況

各地から河川などを通じて流入する多様なごみは、その一部が漂流し、海岸に漂着して景観の悪化、利用の支障となったり、海底に堆積して漁業の操業や海運に影響を及ぼすなど、貴重な自然環境の保全等を図る上での課題となっている。

また、最近では、マイクロプラスチック*について有害物質を吸着しやすいことや、海洋生物が誤摂食しやすいことなどから、生態系を含めた海洋環境へ与える影響が懸念されている。

海岸に漂着するごみ等については、令和3（2021）年度の県調査によると、県内の海岸において流木等の自然物をはじめペットボトル等のプラスチック、発泡スチロール、包装容器等の日常生活系のごみ類や漁具等が確認されている。また、海底ごみについては、平成26（2014）年度に瀬戸内海の26か所で実施された沿岸海域における漂流・海底ごみ実態調査（環境省）によると、水島灘、牛窓沖ともにごみの量が多い傾向にあった。さらに、平成25（2013）年度の県調査によると、県内の海域には約200tの回収可能な海底ごみが堆積していると推計されている。



図 12 岡山県内の漂着ごみ等

(8) 気候変動による影響等

ア 海水温

岡山県海域の平均海水温は、昭和50（1975）年代から平成20（2008）年代にかけて約0.8℃上昇している。特に10～12月の上昇が顕著であり、2.1～2.4℃上昇している。

海水温の上昇は、魚介類の産卵時期や漁獲時期、漁獲対象種の変化等を招いている。特に、秋季の海水温上昇はノリ養殖の生産開始時期の遅れや養殖カキの身入り不良を招くなど、様々な影響を与えている。

イ 河川流量

過去18年間に於ける吉井川、旭川及び高梁川の三川合計の河川流量は、豊水時94.4～197m³/s、平水時51.2～135.7m³/sとなっている。

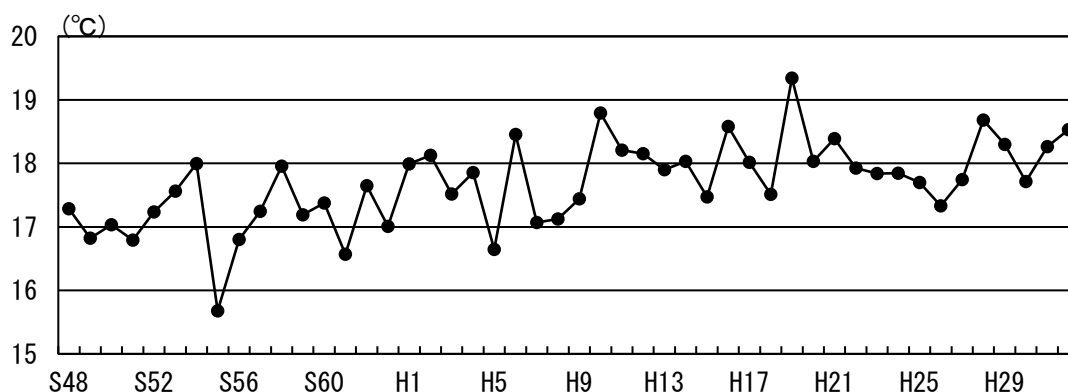


図13 岡山県海域の年平均水温の推移

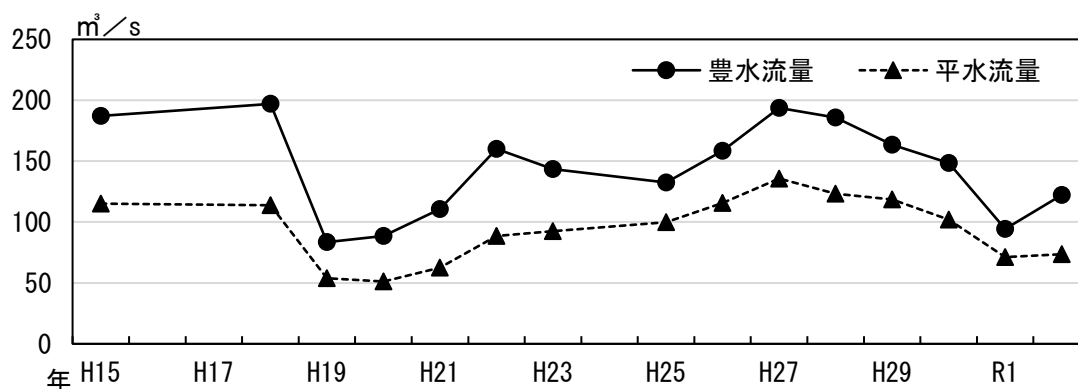


図14 吉井川、旭川、高梁川の河川流量の推移（三川合計）

出典：国土交通省 水文水質データベース (<http://www1.river.go.jp/> 令和4年10月12日閲覧)

第2 計画の目標

瀬戸内海は、古くから人とのつながりが緊密であり、人と自然が共存してきた海域であるが、高度経済成長期における人口増加、産業集積、埋立てや開発等により、多くの自然海岸や藻場・干潟が消失し、「瀕死の海」と呼ばれるほどに水質汚濁が進行した。このため、水質の改善を目指して、これまでに、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく様々な対策が実施され、人為的な負荷が軽減するなど、一定の成果がみられてきた。これらについて、引き続き対策を進めていくことに加え、海洋プラスチックごみによる汚染、気候変動に伴う影響などへの対応が必要である。

本計画では、きれいで豊かな海の確保に向けて、次の1から4に掲げる目標を達成するべく取組を進める。

また、本計画で掲げる目標は、令和12（2030）年を年限とする持続可能でよりよい社会の実現を目指す国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs*）」の次の目標と関連がある。

2 飢餓をゼロに 	目標2 [飢餓] 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する	3 すべての人に健康と福祉を 	目標3 [保健] あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
6 安全な水とトイレを世界中に 	目標6 [水・衛生] すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	11 住み続けられるまちづくりを 	目標11 [持続可能な都市] 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
12 つくる責任 つかう責任 	目標12 [持続可能な消費と生産] 持続可能な消費生産形態を確保する	13 気候変動に具体的な対策を 	目標13 [気候変動] 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
14 海の豊かさを守ろう 	目標14 [海洋資源] 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	15 陸の豊かさを守ろう 	目標15 [陸上資源] 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の促進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
17 パートナリシップで目標を達成しよう 	目標17 [実施手段] 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する		

図15 本計画と関連する持続可能な開発目標（SDGs）

1 水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保に関する目標

水質環境基準（今後設定等されるものも含む。）について、未達成の海域においては可及的速やかに達成に努めるとともに、達成された海域においてはこれが維持されるよう、有害化学物質等の低減や、水質汚濁及び富栄養化の防止のための取組を引き続き維持すること。

また、周辺環境の保全と水産資源の持続可能な利用の確保との調和・両立を図りながら、湾・灘ごと、更には湾・灘内の特定の海域ごとの実情や必要性に応じたきめ細やかな栄養塩類の管理を進めること。

なお、海域における栄養塩类等環境条件の変化に対する生物の応答は複雑であり、解明されていないことも多い点等に留意し、関係者との協議の下、順応的な栄養塩類の管理を効果的かつ機動的に進めるよう配慮するとともに、季節ごとの状況の変化、陸域からの影響、更には気候変動による水温上昇等の影響も考慮すること。

さらに、水産資源の持続的な利用を確保するため、生物多様性*・生物生産性の観点から環境との調和に配慮しつつ、水産動植物の増殖の推進を図るとともに、藻場・干潟の保全等や、科学的知見に基づく水産資源の適切な保存及び管理の推進に努めること。



2 沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全に関する目標

生物の産卵場所、生息・生育の場としても重要な藻場・干潟等の保全・再生に努めること。

さらに、瀬戸内海地域の優れた自然の風景地や生物多様性の保全上重要な地域について、引き続き保全を推進すること。

このため、既存の自然の保護地域等における保全状況を定期的に点検し、必要に応じて保護地域等の拡充等を図ること。



3 海洋プラスチックごみを含む漂流・漂着・海底ごみへの対応に関する目標

海洋プラスチックごみを含む漂流・漂着・海底ごみ（以下「漂流ごみ等」という。）の回収、実態把握や発生抑制に努めること。

さらに、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）や美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年法律第82号）、同法に基づく基本方針を踏まえつつ、内陸地域も含め、民間事業者や住民等地域関係者と協働した回収・発生抑制、普及啓発等の取組を進めること。



4 気候変動への対応に関する目標

近年の瀬戸内海において気候変動影響が生じていること及びこれが長期にわたり拡大するおそれがあることに鑑み、気候変動適応に関する視点を踏まえた対応が必要であり、特に、気候変動やそれ以外の要因も関連して生じる水質や生物の生息・生育環境等の変化が、生物多様性・生物生産性に与える悪影響の低減を図るため、適応策の検討・推進に努めること。



第3 目標達成のための基本的な施策

瀬戸内海における今後の環境保全の方策については、湾・灘ごと、更には特定の海域ごとに課題が多様化していることから、この解決に当たっては、本計画の方針に基づき、各々の地域が主体となって検討を行い、対策を講じるものとする。

一方で、広域的な課題については府県域を越えて連携・協調していくこととする。

なお、対策の効果について科学的な知見が十分に得られていない場合には、科学的に裏付けられたデータの蓄積及び分析を行いつつ、順応的な考え方に基づき、柔軟かつ慎重に取り組を進めるものとする。

本県の区域において実施する基本的な施策は、次のとおりとする。

1 水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保

(1) 水環境管理の観点からの汚濁負荷の低減

水質汚濁、富栄養化の防止のため、総量削減制度*等に基づき、生活排水対策、産業排水対策及びその他の排水対策等、必要な対策を計画的かつ総合的に講じ、現在の水質が悪化しないよう、現状の取組を継続するものとする。加えて、引き続き、有害化学物質等の低減に努めることとする。

本県においては、「児島湖に係る湖沼水質保全計画*」等との整合も図りながら、

(2)以降に掲げる下水道等の整備等の施策と合わせ、次の施策を計画的かつ総合的に進めるものとする。

ア 生活排水対策

生活排水については、下水道等の整備のほか、家庭でできる雑排水対策についての普及及び啓発を行うことで、水質汚濁の防止を図るものとする。

イ 産業排水対策

産業排水については、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置等の許可及び水質汚濁防止法に基づく排水規制等の適切な運用を行うものとする。

また、企業立地に伴う市町村との環境保全協定の締結や処理施設等の改善整備及び維持管理の適正化の指導に努めるものとする。

さらに、新エネ・環境対策資金などの融資制度等により、中小企業の金利負担等の軽減を図り、公害防止施設の設置の促進に努めるものとする。

ウ 農業、畜産業、養殖業関係の排出負荷への対策

農業については、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）等に基づき、土づくりや肥料の適正かつ効率的な施用及び化学農薬の低減の推進等を図ることにより、化学肥料及び化学農薬の使用量の低減に努めるものとする。

また、畜産業については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）等に基づき家畜排せつ物の適正管理等を推進する。

養殖業については、養殖漁場の環境を保全するため、持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等に基づき、給餌量の低減、汚濁負荷の少ない飼餌料の使用の促進等により、養殖場の環境管理の適正化を推進するとともに、漁場内の水質及び底質の改善を図るため、地域の実情に応じて適切な措置を講ずるものとする。

エ 河川等の浄化対策

河川等においては、多自然川づくりの推進等自然環境が有する水質浄化機能の保全・活用に努めるものとする。

(2) 下水道等の整備の促進

下水道、集落排水、合併処理浄化槽等の污水处理施設については、「クリーンライフ100構想*（平成28（2016）年11月（改訂）岡山県）」に基づき、効率的な整備促進に努めるものとする。

ア 下水道の整備

児島湖流域下水道のほか、26市町村で公共下水道*及び特定環境保全公共下水道の整備の促進に努めるものとする。

また、終末処理場のうち、児島湖流域下水道浄化センター等で高度処理を実施しており、今後も必要と認められる箇所については、窒素及び磷の除去を含めた高度処理の導入を行うとともに、安全で安定的な下水処理の確保のため、老朽化対策や耐震化対策に取り組むものとする。

イ その他の污水处理施設の整備

合併処理浄化槽については、浄化槽設置整備事業、浄化槽市町村整備推進事業等の活用により、今後も一層の合併処理浄化槽の普及に努めるものとする。また、浄化槽法等に基づき適正な維持管理の強化に努めるとともに、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するものとする。

集落排水施設については、その整備促進を図るとともに、必要に応じて機能診断に基づく計画的な修繕と更新を推進するものとする。

また、し尿処理施設についても適正な維持管理に努めるものとする。

(3) 底層環境等の改善

底質と底層の水質は互いに影響を及ぼすことから、水質の保全とともに底質環境の改善を講じることが重要である。そのため、堆積した有機物の分解等への対策については、海域利用の実情に応じて、しゅんせつや覆砂、海底耕うん等の底質環境の改善対策を水質保全対策等と組み合わせるなど、環境との調和に十分配慮しつつ、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、対策の実施に当たっては、効果予測や実施に伴う周辺環境への影響等に関する調査研究を進めることにより、効果的かつ適切な措置を講ずるものとする。

水質浄化及び生物の生息・生育空間の確保の観点から、新たな護岸等の整備や既存の護岸等の補修・更新時には、施工性及び経済性等も考慮しつつ、環境配慮型構造物*の採用等自然との共生及び環境との調和に配慮するよう努めるものとする。

(4) 油等による汚染の防止

瀬戸内海は閉鎖性海域であり、大規模な油流出事故が発生した場合、被害が甚大になることが予想されることから、事故による海洋汚染の未然防止を図るためコンビナート等の保安体制の整備等必要な措置を講ずるものとする。

また、これまでの大規模な油流出事故の際に得られた知見を活用しつつ、船舶及び陸上からの油等の排出防止、排出油防除体制の整備を図るものとする。

このほか、油流出による自然環境等に及ぼす影響及び事故後の回復状況を評価するため、その指標となる平常時の自然環境等のデータの蓄積に努めるものとする。

(5) 栄養塩類の管理等

生物多様性・生物生産性の確保の重要性に鑑み、地域における海域利用の実情を踏まえ、沿岸市と連携した下水処理場の管理運転や漁業者による海底耕うんの支援などに取り組むことで、特定の海域ごと、季節ごとのきめ細やかな水質管理を行うこととする。

また、これらの取組の効果・影響等を評価することで、栄養塩類と生産性が低下している水産資源との関係解明を進め、関係者に知見を提供するとともに、栄養塩類の管理方策の検討を進めるものとする。

(6) 水産資源を含む生物の生息環境の整備等

藻場・干潟は重要な漁場であるばかりでなく、水産生物の産卵、仔稚魚の生育等の資源再生産の場、有機物の分解による水質の浄化等の様々な機能を有していることを踏まえ、その保全・再生等に努めるものとし、分布状況や環境条件等を把握することにより、効果的な事業の実施に努めるものとする。

また、水産生物の生活史に対応した良好な生息・生育環境空間を創出するため、より広域的な視点を持った漁場整備と水域環境保全対策の推進に努めるものとし、引き続きアマモ場の再生に取り組むなど、県内各地域における海域環境の特性や漁場利用の実態に応じた里海づくりを推進するものとする。

なお、他の海域から入り込む魚介類や微生物等が水質や生態系、水産資源等に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、それらに対して十分留意するよう努めるものとする。

さらに、海と河川を行き来する魚類等の生育や繁殖環境の保全の観点から、生物の移動に配慮し、水域の連続性の確保に努めるものとする。

水産資源の管理措置については、漁業者による資源管理型漁業*の取組を推進するとともに、資源の増大を図るに当たっては、「第8次岡山県栽培漁業基本計画（令和4（2022）年3月岡山県）」等に基づき生物多様性等にも配慮して栽培漁業*を推進するものとする。

また、水産資源のうち、遊漁*により選択的に釣獲され、資源への影響が危惧される魚種もあることから、遊漁者に対して資源管理型漁業の取組や漁場利用のルール等の周知を図るものとする。

2 沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全

(1) 自然海浜等の保全等

沿岸域における藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等が適正に保全され、また、必要に応じて再生のための措置を講ずるものとする。とりわけ藻場・干潟等については、1(6)にある様々な役割にも留意し、保全・再生の取組を推進するものとする。

また、自然環境及び景観の保全にも十分に配慮するものとする。

これらの対策を推進するに当たっては、次の施策を総合的に講ずるものとする。

ア アマモ場については、これまでの成果を持続させるために、引き続き、漁業者を始め、多様な主体との協働による種まき等の再生活動を支援するものとする。また、ガラモ場については、漁協等が行う着定基質の設置を支援するほか、減少要因を調査し、再生手法の検討を進めるものとする。

イ 本県における瀬戸内海の自然景観の核心的な地域として、鷺羽山、金甲山、王子が岳、御嶽山、由加山、渋川海岸、出崎海岸等や、日生諸島、児島諸島及び笠岡諸島等の島々が、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づき瀬戸内海国立公園の特別地域に指定されており、これらの地域については、瀬戸内海特有の優れた自然景観が失われないようにすることを主眼として適正に保全されるよう規制の徹底等を図るとともに、公園事業の執行を適切に推進するものとする。

また、岡山県自然保護条例（昭和46年岡山県条例第63号）に基づき倉敷市児島田の口地域等において指定されている環境緑地保護地域等の適切な管理により自然景観の保全に努めるものとする。

ウ 海水浴、潮干狩り、海釣り等の自然とのふれあいの場等として多くの人々に親しまれている自然海浜等について、自然海浜保全地区制度を活用し、できるだけその利用に好適な状態で維持・管理され、また、適切な利用を確保するものとする。

エ 瀬戸内海の島しょ部及び海岸部における草木の緑は、瀬戸内海の景観を構成する重要な要素であり、「21おかやま森林・林業ビジョン（令和2（2020）年3月岡山県）」、「岡山県自然保護基本計画（令和3（2021）年3月岡山県）」等に基づき、現状の緑を極力維持し、かつ、積極的にこれを育てる方向で適正に保護管理するものとする。

オ 大規模行為等については、景観法（平成16年法律第110号）に基づく届出の指導を通じて優れた景観の保全と創造を図るとともに、海面及び沿岸部においても、「晴れの国おかやま景観計画（岡山県）」の景観形成基準及び公共事業等景観形成基準を活用した良好な景観の形成、保全を推進していくものとする。

カ 瀬戸内海の自然景観と一体をなしている史跡、名勝、天然記念物等の文化財を適正に保全するため、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、岡山県文化財保護条例（昭和50年岡山県条例第64号）等の関係法令の遵守を徹底するとともに、その周辺環境整備等の施策を積極的に推進するものとする。

また、本県又は市町村の定める景観計画等に基づき、点在する漁港、畑、町並み等の自然景観と一体となって重層的にそれぞれの地域の個性を反映している文化的景観*についても、適切に保全されるよう努めるものとする。

キ 貴重な自然や美しい海辺を保全し、安全で快適な海岸づくりを進めるため、海岸の管理に当たっては、「岡山沿岸海岸保全基本計画（平成30（2018）年3月（改

訂) 岡山県)」に基づき、津波、高潮、波浪等による被害から沿岸を防護するとともに、公衆の適正な利用、環境の整備及び保全に努めるものとする。

(2) 海砂利の採取の抑制

海砂利の採取については、海域環境や水産資源に及ぼす影響が大きいことから、平成15(2003)年度以降禁止しており、引き続き海砂利採取を禁止するとともに、違法採取の監視を行うものとする。

河口域においてやむを得ず河川等のしゅんせつを行う場合においても、動植物の生息・生育環境等の保全及び海岸の侵食防止等に十分留意するものとする。

(3) 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の免許又は同法第42条第1項の承認に当たっては、瀬戸内海環境保全特別措置法第13条第1項の埋立てについての規定の運用に関する同条第2項の基本方針に沿って引き続き環境保全に十分配慮するものとする。

また、環境影響評価法(平成9年法律第81号)等に基づく環境影響評価に当たっては、環境への影響の回避・低減を検討するとともに、必要に応じ適切な代償措置を検討するものとする。その際、地域住民の意見が適切に反映されるよう努めるものとする。

これらの検討に際しては特に藻場・干潟等は、一般に生物多様性・生物生産性が高く、底生生物や魚介類の生息・生育・海水浄化において重要な場であることを考慮するものとする。

(4) 海洋観光等の推進

瀬戸内海の島々の豊かな自然環境を生かした海洋観光の取組を推進するものとし、本県を含む瀬戸内沿岸7県が連携して瀬戸内ブランドの認知度向上を目指すほか、近県と連携して広域観光の推進に取り組むものとする。

(5) 健全な水循環・物質循環機能の維持・回復

森林や水田等の減少、埋立て等の開発行為に伴う藻場・干潟の減少等により、自然浄化能力の一部が失われ、自然の水循環・物質循環機能が損なわれているとの指摘がある。

健全な水循環・物質循環機能の維持・回復を図るため、海域と陸域の連続性に留意して、流域等を単位とした植林活動等の対策の実施や関係者間の連携の強化に努めるものとする。

ア 海域での取組

藻場及び干潟等の沿岸域の環境の保全を図るものとする。

イ 陸域での取組

森林や農地の適切な維持管理、植林活動の支援、河川や湖沼等における自然浄化能力の維持・回復、地下水の涵養等^{かん}に努めるものとする。

(6) 島しょ部の環境の保全

本県の島しょ部では、豊かな自然を有するものの、限られた環境資源を利用した生活が営まれており、その環境保全は住民生活や社会経済のあり方に直結する課題であることから、「岡山県離島振興計画（岡山県）」等に基づき、自然環境の保全・再生、生活環境の整備、文化の振興等の取組に努めるものとする。

(7) 森林の適正な管理

森林は、水質の浄化及び水源涵養機能^{かん}*を有するとともに、水面への陰影、養分の安定的な供給等によって水生生物の生息と繁殖を助ける役割等の多面的な機能も有していることから、「21おかやま森林・林業ビジョン」に基づき、森林の整備を進めるとともに、保安林*制度及び林地開発許可制度*の適正な運用を図るものとする。

3 海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等の回収・発生抑制等

(1) 海岸漂着物等の回収及び内陸地域を含む発生抑制の推進

瀬戸内海における漂流ごみ等の多くは、日常生活から出たごみやポイ捨て等されたごみが河川や水路を通じて海に流れ込んだものであることから、漂流ごみ等の状況、その原因、環境への懸念等に係る普及啓発を県全域を対象に実施し、不法投棄の防止やごみの発生抑制に努めるものとする。また、市町村と連携し、民間団体等が進める自主的な回収活動を促進するものとする。

具体的には、次の取組を進めることとする。

ア 海岸管理者、国、県、市町村が民間団体、地域住民、事業者、学校等と連携・協力して海岸漂着物等の対策を推進する。また、県、市町村及び経済団体が漂流ごみ等の問題に関する共通認識を持ち、県内の漂流ごみ等の発生抑制及び回収処理の推進を図るために、「おかやま海ごみクリーンアップ宣言」を行ったところであり、岡山県海ごみ対策連絡調整会議により、情報共有を行うとともに効果的な回収に向けての取組を検討するものとする。

イ 全県下を対象とした、海ごみフォーラム等の啓発イベントの開催や、広報媒体等を活用した普及啓発を通じて漂流ごみ等の現状を周知するとともに、日常生活から出るごみの3R*の促進やポイ捨ての防止など、自然環境保全のためのマナー・モラルの向上を図り、漂流ごみ等の発生抑制につなげるものとする。

ウ 漁業者、漁業関係団体、沿岸市、県で構築した海底ごみの処理体制を継続するとともに、市町村が行う漂流ごみ等の回収・処理・発生抑制対策に対して支援を行い、取組の拡大を目指すものとする。

エ 瀬戸内沿岸4県（岡山県、広島県、香川県及び愛媛県）及び公益財団法人日本財団で構成された「瀬戸内オーシャンズX」の調査研究、企業・地域連携、啓発・教育・行動、政策形成の活動を通じ、瀬戸内沿岸県、企業、研究機関等と連携し、瀬戸内海のごみの流入量を70%減、回収量を10%以上増やし、瀬戸内モデルとして世界に発信することを目指して、様々な角度から取り組むものとする。

(2) プラスチックごみ対策の推進

事業者による主体的なプラスチックごみ削減の取組促進を目的としてプラスチック3R宣言事業所の募集を行うほか、プラスチック3R推進セミナーの開催や広報媒体を活用し、県民や事業者に対して啓発活動や情報提供を行う。また、ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの使用の合理化に向けて、その趣旨について周知するとともに、ワンウェイ・プラスチック削減の啓発等の取組を進めるものとする。

(3) 循環経済への移行

循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）の趣旨を踏まえつつ、事業者・市町村等と連携し、プラスチックごみの発生抑制（ワンウェイ・プラスチック製品、容器包装材の使用削減等）、回収したプラスチックごみのリサイクルやアップサイクルなどを通じ、地域における循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進するものとする。

また、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進、処理施設の整備等の総合的施策を推進することにより、廃棄物としての要最終処分量の最小化を図ることとし、「第5次岡山県廃棄物処理計画（令和4（2022）年3月岡山県）」に基づき、施策を推進するものとする。

4 気候変動への対応を含む環境モニタリング、調査研究等の推進

(1) 監視測定の実施

瀬戸内海の水質保全対策を推進し、公共用水域の環境基準の維持達成状況及び発生源における排水基準の遵守状況を把握するため、水質等の監視測定を引き続き実施するものとする。

公共用水域については、水質汚濁防止法に基づく測定計画により、関係機関の相互協力の下に定期的に監視するものとする。

発生源については、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）等に基づき、工場・事業場における排水基準及び指定地域内事業場における総量規制基準の遵守を徹底するものとする。

また、工場・事業場等からの発生負荷量の管理業務や公共用水域の水質監視業務に伴うデータ整理及び解析のための効果的な監視体制の整備を図るものとする。

(2) 調査研究等の推進

本県では、環境保健センター、農林水産総合センター（水産研究所、農業研究所、畜産研究所及び森林研究所）等で瀬戸内海の環境保全に関する調査研究等を実施している。

環境保健センターでは、事業場排水の水質検査のほか、公共用水域における有害化学物質等のモニタリング及びそのために必要な分析手法の開発・改良等に取り組んでいる。

また、水産研究所では、沿岸海域の環境モニタリング、栄養塩類の管理に関する調査研究、赤潮*の発生機構の解明、地球温暖化に適応したノリ養殖技術の開発、ICT技術を活用した海域環境の予測技術の開発、水産資源の持続的利用に関する調査研究、種苗の生産・放流等を行っている。農業研究所では農業用水の肥料成分等の調査を、畜産研究所では家畜排せつ物の処理・活用技術、浄化处理水中の硝酸性窒素等の低減化技術、家畜排せつ物処理過程で発生する温室効果ガスの削減技術等の研究が、森林研究所では松くい虫、シカ等による森林被害への対策等の研究をそれぞれ行っている。

今後も、県内外の関係機関等の協力を得て、瀬戸内海の環境保全に関する調査研究、技術開発及び技術の適切な普及等を推進するものとする。

さらに、国が実施する水質や底生生物等の広域調査、気候変動による水温の上昇等がもたらす生物への影響や適応策の調査研究等について情報収集に努めるものとする。

なお、気候変動に関する調査研究等の情報は、令和4（2022）年4月に設置した気候変動適応センターと共有を図り、連携した情報の発信等に努めるものとする。

5 基盤的な施策の着実な実施

(1) 環境保全意識の普及、広域的な連携の強化等

本計画の推進に当たっては、国、関係市町村等と連携して取り組むとともに、瀬戸内海は13府県が関係する広範な地域であることから、瀬戸内海環境保全知事・市長会議*等を通じて、各地域間の広域的な連携の一層の強化を図るものとする。

また、その実効を期するため、行政機関はもとより、事業者や漁業者、民間団体、県民等がそれぞれ環境保全に係る責務を果たすとともに、瀬戸内海地域の住民及び瀬戸内海を利用する人々の正しい理解と協力が不可欠である。

このため、県民及び関係者に対して、あらゆる広報手段を通じ、瀬戸内海の環境保全についての正しい認識を高めるよう広報活動の実施等に努めるものとする。

さらに、環境保全に関する計画等の策定に当たっては、住民や事業者等の幅広い意見を調整し、施策に反映するため、パブリック・コメントの実施や必要に応じて関係者の意見を聴く等幅広い主体の意見の反映に努めるものとする。

(2) 情報提供、広報の充実

住民参加、環境教育・環境学習、調査研究等を推進するため、食、文化、レクリエーションを通じた普及啓発活動、県民の環境に対する認識の醸成、多様な情報に関するインターネットによる情報発信等により、広く情報の提供を進めるとともに、瀬戸内海の環境の現状及び汚濁負荷や廃棄物の排出抑制への取組等については、県、瀬戸内海環境保全知事・市長会議及び公益社団法人瀬戸内海環境保全協会*のホームページや環境省が瀬戸内海の環境情報やイベント等を掲載している「せとうちネット」等の活用により情報の共有化を図るものとする。

(3) 環境教育・環境学習の推進

瀬戸内海の環境保全に対する理解や環境保全活動に参加する意識及び自然に対する感性や自然を大切に思う心を育むため、地域の自然及びそれと一体的な歴史的、文化的要素を積極的に活用しつつ、国、地方公共団体、事業者、民間団体の連携の下、環境教育・環境学習を推進するものとし、自然との触れ合いを通じた自然保護・保全に関する普及啓発等を引き続き推進するものとする。

また、海とのふれあいを確保し、理解促進のためのプログラム等の整備等に努めるとともに、国立公園等を活用した自然観察会等、地域の特性を生かした体験的学習機会の提供や環境学習ボランティア等の人材育成及び民間団体の活動に対する支援等に努めるものとする。

第4 計画の点検

1 施策の実施状況及びその効果の把握

瀬戸内海の環境保全を推進するため、本計画で定められた施策の実施状況及び環境の改善状況についての的確に把握することにより、計画の進捗に係る点検を行い、施策の効果的な実施を図るものとする。

この計画の点検は、次の指標等を用いて本県の状況を把握することにより行うものとする。また、数値化しにくい要素を含む取組に関しては、具体的な施策の実施事例等により取組の状況を把握するものとする。

なお、計画の点検、見直しに当たっては、関係者により構成される協議会等から意見を聴くものとする。

2 状況を把握するための指標

指標の項目は次の各表のとおりとし、必要に応じて見直しを行うものとする。

表1 主に水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保に関する指標

指 標	項 目
1	水質汚濁に係る環境基準達成状況
2	汚濁負荷量(化学的酸素要求量(COD)・窒素・磷)
3	海域のクロロフィルa*、溶存態無機窒素、全窒素
4	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律への対応状況
5	污水处理人口普及率
6	下水道高度処理実施率
7	海底耕うん実施面積
8	管理運転に取り組む下水処理場の箇所数
9	1経営体あたりの生産額(漁船漁業、カキ養殖業、ノリ養殖業)
10	水産動植物採捕禁止区域等設定数

表 2 主に沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全に関する指標

指 標	項 目
11	藻場・干潟面積
12	藻場再生の取組支援地区数
13	自然海浜保全地区指定数
14	国立公園面積(県内の瀬戸内海国立公園の面積)
15	国立公園利用者数(県内の瀬戸内海国立公園の利用者数)
16	主な海水浴場の利用者数
17	史跡、名勝、天然記念物等の国・自治体指定件数(沿岸市)
18	埋立面積
19	森林整備(造林)実施面積

表 3 主に海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等の回収・発生抑制等に関する指標

指 標	項 目
20	漂着ごみの推計量
21	晴れの国クリーンアップおかやまへの参加人数

表 4 主に気候変動への対応を含む環境モニタリング等の推進に関する指標

指 標	項 目
22	海水温
23	河川流量(吉井川、旭川、高梁川)

3 指標の現状値

【指標 1】水質汚濁に係る環境基準達成状況

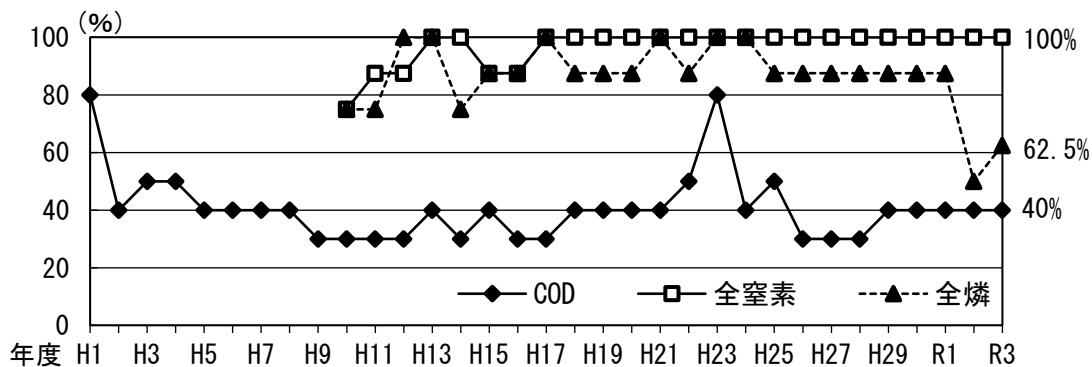


図 2 岡山県海域の環境基準達成状況の推移（再掲）

【指標 2】汚濁負荷量（化学的酸素要求量（COD）・窒素・磷）

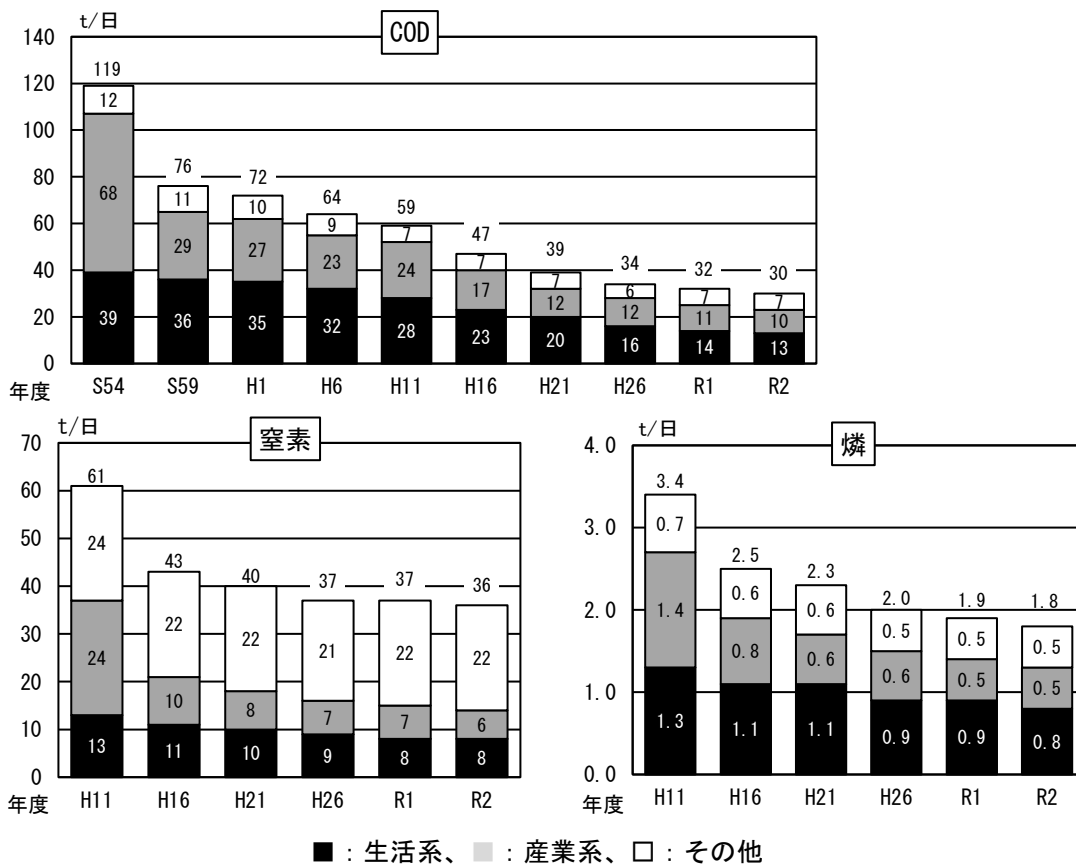


図 8 岡山県海域への発生源別汚濁負荷量の推移（再掲）

【指標 3】 海域のクロロフィルa、溶存態無機窒素、全窒素

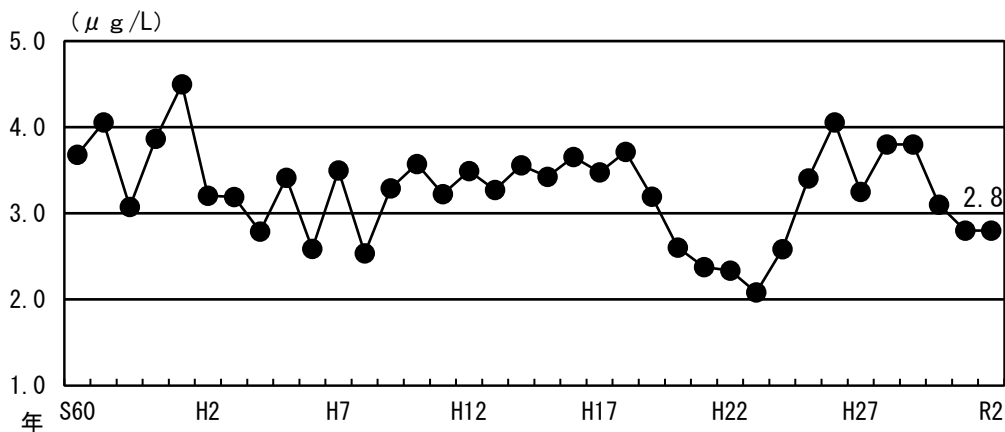


図16 岡山県海域のクロロフィルaの推移

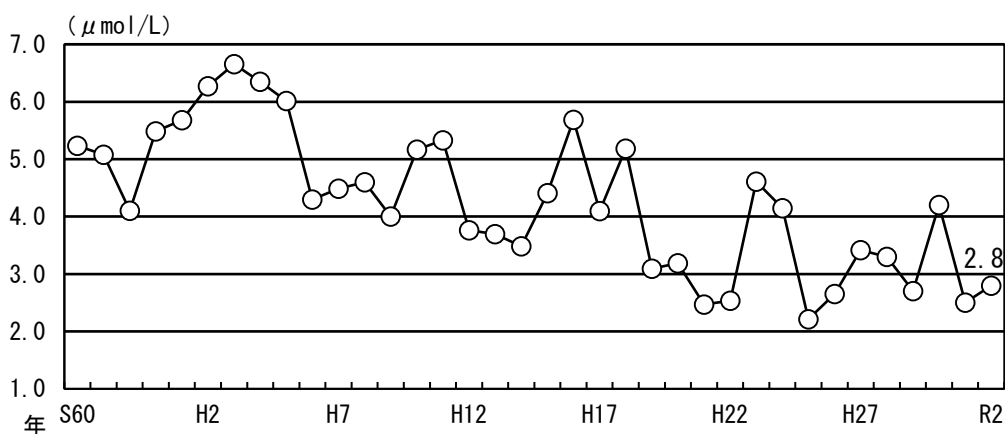


図17 岡山県海域の溶存態無機窒素濃度の推移

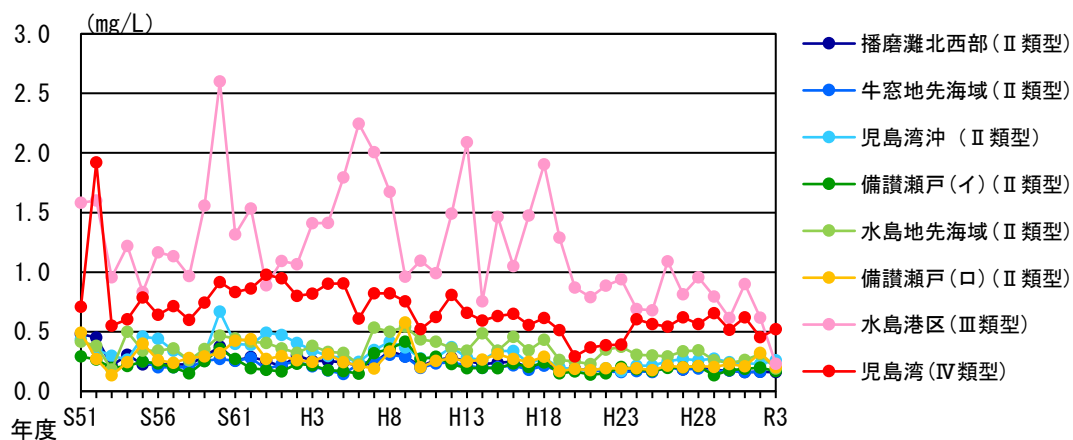


図 6 公共用水域（海域）の水域ごとの全窒素（年間平均値）の推移（再掲）

※クロロフィルa及び溶存態無機窒素は浅海定線調査、全窒素は公共用水域常時監視

【指標４】家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律への対応状況	
年度	管理基準の遵守状況（％）
R3 (2021)	100

【指標 5】汚水処理人口普及率									
年度	住民基本 台帳人口 (人)	整備区分						合計	
		下水道		集落排水		合併処理浄化槽			
		処理人口 (人)	普及率 (%)	処理人 口 (人)	普及率 (%)	処理人 口 (人)	普及率 (%)	処理人口 (人)	普及率 (%)
R3 (2021)	1,871,405	1,303,247	69.6	36,379	1.9	310,061	16.6	1,649,687	88.2

【指標６】下水道高度処理実施率			
年度	計画区域内人口（人）	高度処理人口（人）	実施率（％）
R3 (2021)	1,459,588	1,159,06	79.5

【指標７】海底耕うん実施面積	
年度	実施面積（ha）
R3（2021）	696

【指標８】管理運転に取り組む下水処理場の箇所数	
年度	箇所数
R3（2021）	1

【指標9】 1 経営体あたりの生産額（漁船漁業、ノリ養殖業、カキ養殖業）	
漁業種類	1 経営体あたりの生産額（万円）※
漁船漁業	388
ノリ養殖業	2,720
カキ養殖業	1,877

※ 漁船漁業は、平成25（2013）年から令和元年の生産額の7中5平均値と2018年漁業センサスの経営体数から算出。ノリ養殖業及びカキ養殖業は平成26（2014）年度から令和2（2020）年度の7中5平均値から算出。

【指標10】 水産動植物採捕禁止区域等設定数			
年度	根拠法令等	禁止の内容	箇所数
R3 (2021)	岡山県海面漁業調整規則	全ての水産動植物の採捕禁止	3
	岡山海区漁業調整委員会指示		10

【指標11】 藻場・干潟面積				
年度	R2(2020)			H27(2015)
区分	アマモ場	ガラモ場	藻場合計	干潟
面積 (ha)	1,878	290	2,168	385

【指標12】 藻場再生の取組支援地区数	
年度	地区数
R3 (2021)	9

【指標13】 自然海浜保全地区指定数				
No.	名称	所在地	利用区分	指定日
1	西脇	瀬戸内市牛窓町鹿忍	海水浴 釣り	昭和57（1982）年 3月26日
2	宝伝	岡山市東区宝伝	海水浴 釣り	
3	銚島	玉野市番田	潮干狩	
4	北木島楠	笠岡市北木島	海水浴 釣り キャンプ	
5	北木島西の浦	笠岡市北木島	海水浴 釣り キャンプ	
6	沙美東	倉敷市玉島黒崎	海水浴 釣り	昭和58（1983）年 3月22日
7	前泊海岸	瀬戸内市邑久町福谷	釣り 潮干狩	
8	唐琴の浦	倉敷市児島唐琴	海水浴 釣り	昭和59（1984）年 3月27日

【指標14】 国立公園面積（県内の瀬戸内海国立公園の面積）		
年度	名称	面積（ha）
R3 (2021)	瀬戸内海国立公園	4,963

【指標15】 国立公園利用者数（県内の瀬戸内海国立公園の利用者数）		
年度	名称	利用者数（千人）
R1 (2019)	瀬戸内海国立公園	4, 239

【指標16】 主な海水浴場の利用者数			
年度	県内の主な海水浴場		利用客数（人）
R1 (2019)	岡山市	宝伝	7, 200
		犬島	1, 700
	倉敷市	沙美	40, 100
	玉野市	渋川	50, 000
	笠岡市	白石島	3, 600
	備前市	外輪	2, 400
		宮の下	800
	瀬戸内市	牛窓	7, 401
	合 計		113, 201

【指標17】 史跡、名勝、天然記念物等の国・自治体指定件数 （沿岸市、令和3（2021）年度時点）			
指定者	項目	所在地	名称
国	史跡	岡山市	岡山城跡、旧岡山藩藩学、津島遺跡、神宮寺山古墳、造山古墳（第1・2・3・4・5・6古墳）、大多羅寄宮跡、惣爪塔跡、真金一里塚、高松城跡、牟佐大塚古墳、幡多廃寺塔跡、賞田廃寺跡、尾上車山古墳、浦間茶臼山古墳、岡山藩主池田家墓所、万富東大寺瓦窯跡、大廻小廻山城跡、彦崎貝塚
		倉敷市	箭田大塚古墳、楯築遺跡
		笠岡市	津雲貝塚
		備前市	丸山古墳、備前陶器窯跡、岡山藩主池田家墓所、旧閑谷学校
		瀬戸内市	寒風古窯跡群、朝鮮通信使遺跡（牛窓本蓮寺境内）、門田貝塚

	名勝	岡山市	岡山後樂園
		倉敷市	下津井鷺羽山
		笠岡市	応神山、白石島、高島
	天然記念物	倉敷市	象岩
		笠岡市	カブトガニ繁殖地、白石島の鎧岩
	重要文化財 (建造物)	岡山市	岡山城月見櫓、岡山城西丸西手櫓、旧旭東幼稚園園舎、吉備津神社本殿及び拝殿、吉備津神社南随神門、吉備津神社北随神門、吉備津神社御釜殿、旧犬養家住宅、八幡神社鳥居、守福寺宝殿、鼓神社宝塔
		倉敷市	熊野神社本殿(第二殿)、遍照院三重塔、旧大原家住宅、大橋家住宅、井上家住宅、五流尊瀧院宝塔、旧野崎家住宅、本庄八幡宮鳥居、宝篋印塔、高梁川東西用水取配水施設
		笠岡市	遍照寺多宝塔
		備前市	大滝山三重塔、閑谷神社、旧閑谷学校聖廟、旧閑谷学校、旧閑谷学校石塀、真光寺本堂、真光寺三重塔
		瀬戸内市	本蓮寺本堂、本蓮寺番神堂、本蓮寺中門、餘慶寺本堂
	重要無形民俗文化財	岡山市	西大寺の会陽
		笠岡市	白石踊
	重要伝統的建造物群保存地区	倉敷市	倉敷市倉敷川畔伝統的建造物群保存地区
県	史跡	岡山市	撫川城跡、備前国庁跡、浄土寺、倉安川吉井水門、伝賀陽氏館跡、坂古田古墳、緒方洪庵誕生地、木下利玄生家、藤原成親遺跡、高松城水攻め鳴谷川遺跡、犬養家旧宅、徳倉城跡、竹内流古武道発祥の地、松田元成及び大村盛恒墓所
		倉敷市	王墓山古墳、安養寺裏山経塚群、下津井城跡、新熊野山、野崎家旧宅、日本キリスト教団天城教会敷地及び教会堂、八高廃寺、勝負砂古墳
		笠岡市	関戸の廃寺跡
		備前市	閑谷焼窯跡、三石城跡
		瀬戸内市	鹿歩山古墳、二塚山古墳、花光寺山古墳、築山古墳
	名勝	岡山市	近水園
		倉敷市	円通寺公園
	天然記念物	岡山市	奥迫川の桜、宗堂の桜
		倉敷市	阿知の藤
		笠岡市	真鍋大島のイヌグス
		備前市	住吉島の樹林

	重要文化財 (建造物)	岡山市	今村宮本殿、安住院多宝塔、安住院仁王門、安住院本堂、玉井宮東照宮本殿、金山寺護摩堂、金山寺三重塔、旧足守藩侍屋敷遺構、大光寺靈廟、池田忠継廟、吉備津彦神社本殿、吉備津神社回廊、日応寺番神堂、西大寺三重塔、大光院の康永四年法華題目石、石造宝塔、松山長昌寺地藏石仏、石造鳥居、石造七重層塔、石造地藏菩薩立像、児島湾開墾第一区の樋門群、如法寺無量寿院本堂
		倉敷市	蓮台寺客殿、蓮台寺多宝塔、由加神社本殿、熊野神社本殿（第一・三～六殿）、尊瀧院ほか四カ院三重塔、清田八幡神社本殿、石造熊野道の延命地藏坐像、石造藤戸寺五重塔婆、石造総願寺跡宝塔、石造地藏菩薩立像、満願寺宝篋印塔、石造線刻阿弥陀如来坐像
		玉野市	石造墓塔、秀天橋
		笠岡市	神護寺本堂、菅原神社眼鏡橋、春日神社石鳥居、沢津丸の宝塔
		備前市	大瀧山福生寺本堂、大瀧山福生寺仁王門、正楽寺山門
		瀬戸内市	本蓮寺三重塔、本蓮寺祖師堂、弘法寺山門、横尾山静円寺本堂、静円寺塔婆、餘慶寺三重塔
		浅口市	旧高戸家住宅、石造地藏菩薩立像
	重要有形民俗文化財	岡山市	かしき網漁法コレクション、児島湾漁撈回漕図
		笠岡市	笠岡港の力石
		備前市	備前焼の製作道具
		瀬戸内市	笠加熊野比丘尼関係資料、絵馬・おかげ参りの図、牛窓だんじり、若宮八幡宮奉納絵馬及び模型和船
	重要無形民俗文化財	岡山市	宮内踊、吉備津彦神社の御田植祭、建部祭り、志呂神社御供
		倉敷市	鴻八幡宮祭りばやし
		笠岡市	大島の傘踊
		備前市	福石荒神社神楽獅子舞
		瀬戸内市	弘法寺練供養、太刀踊（御霊神社）、唐子踊、太刀踊（栗利郷天神社）
市	有形文化財 (建造物・石造物)、民俗文化財（有形・無形）、記念物（史跡・名勝・天然記念物）	岡山市	75件
		倉敷市	41件
		玉野市	13件
		笠岡市	41件
		備前市	57件
		瀬戸内市	48件
		浅口市	21件

【指標18】埋立面積

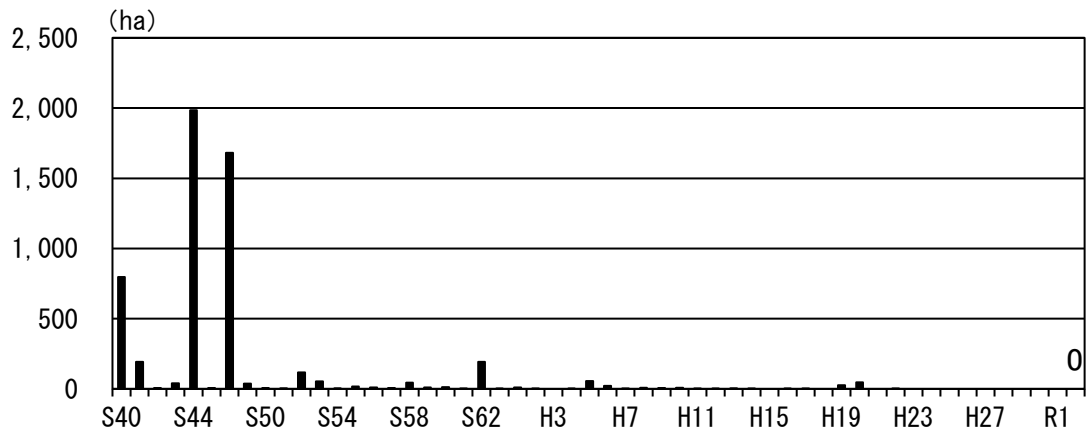


図18 県内の埋立免許・承認面積の推移

【指標19】森林整備（造林）実施面積（ha）

年度	スギ	ヒノキ	アカマツ	クロマツ	その他	合計
R3 (2021)	4	128	4	-	2	138

【指標20】漂着ごみの推計量

年度	推計量
R4（2022）	—※

※令和4（2022）年度から新たに調査開始

【指標21】晴れの国クリーンアップおかやまへの参加人数

年度	参加人数
R3（2021）	4,932人（延べ）

【指標22】海水温

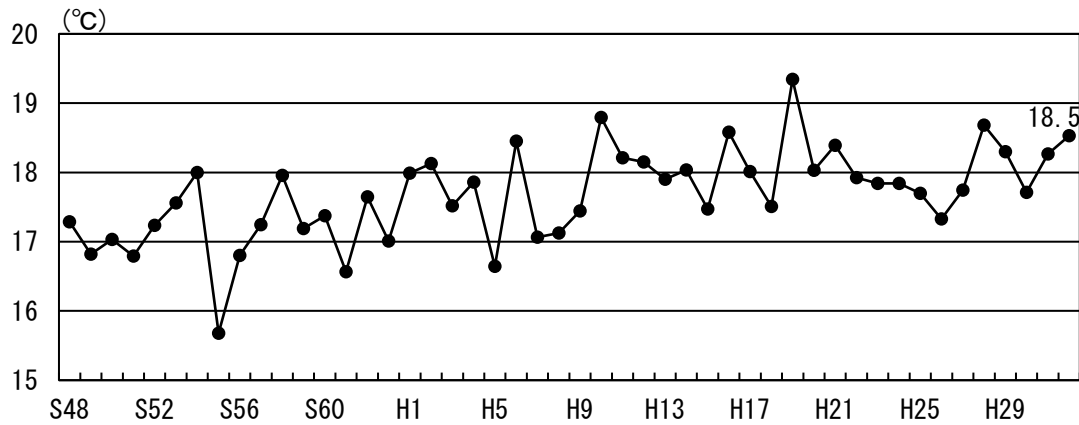


図13 岡山県海域の年平均水温の推移（再掲）

【指標23】河川流量（吉井川、旭川、高梁川）

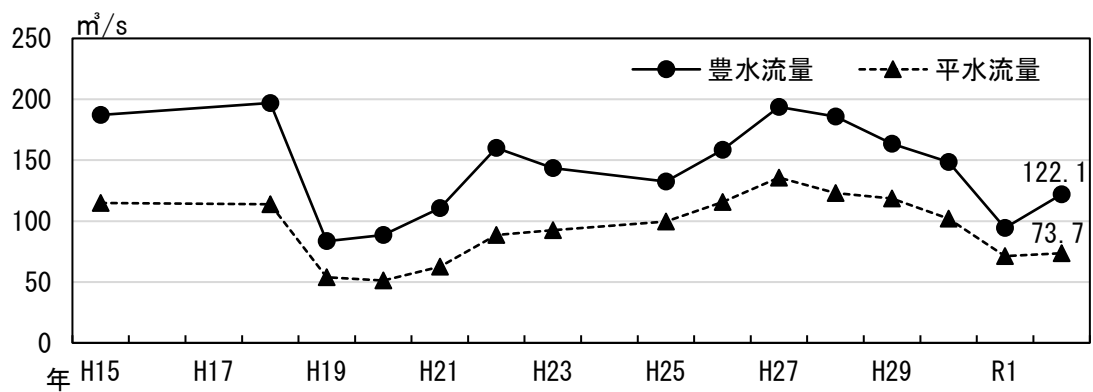


図14 吉井川、旭川、高梁川の河川流量の推移（三川合計）（再掲）

出典：国土交通省 水文水質データベース (<http://www1.river.go.jp/> 令和4年10月12日閲覧)

瀬戸内海の環境保全に関する岡山県計画 用語集			
No.	用 語	説 明	P
ア～	赤潮	海域における富栄養化に伴う現象の一つで、プランクトンが異常に増殖する現象。プランクトンの種類によっては海面が赤色や赤褐色に変わることがある。夏季に発生しやすく、魚介類のえらをつまらせたり、酸欠状態にさせるため、漁業被害につながる。	23
	アッケシソウ	細胞中に高い濃度の塩分を含み、塩分に耐える性質を持つ塩生植物の一種。明治29（1896）年北海道厚岸湾で発見され、交易により瀬戸内海に定着したと推測されている。	8
	アマモ	稲に似た細長い葉を持つ多年生の種子植物のことで、水深が比較的浅く、底が砂や泥の穏やかな場所に繁茂する。アマモが群生した場所をアマモ場と呼ぶ。	7
	栄養塩類	植物プランクトンや海藻類の増殖、生長に必要な窒素、リン等の無機塩類又は無機化合物のこと。瀬戸内海環境保全特別措置法では、「窒素及びその化合物並びにリン及びその化合物」と定義されている。	2
	SDGs	持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略。「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であり、平成27（2015）年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられた。令和12（2030）年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されている。	12
	塩性湿地	塩分の混じる水によって湿潤な環境となっている湿地。ヨシ・アカザ類等が優占し、アッケシソウがみられる場所もある。一般に干潟の後背部に発達することが多い。	8
	塩生植物	土壌中の塩分濃度が高い（0.2～0.25%以上）土地に生育する植物のことであり、干潟、河口、塩跡湖、塩田跡などにみられ、塩分の吸収を制御したり、塩分を植物体外に分泌排出する塩類濃度調節機構を持っていることが知られている。	8
	汚濁負荷量	河川、海域等を汚濁する物質の総量のこと。 生活系：一般家庭から排出される生活雑排水、下水道や合併処理浄化槽の排水等に含まれる汚濁物質 産業系：工場・事業場の排水に含まれる汚濁物質 その他：畜産施設の排水や、山林、水田等の土地から流出する汚濁物質	3
カ～	化学的酸素要求量（COD）	Chemical Oxygen Demandの略。水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素の量で、湖沼、海域の有機汚濁を測る指標。有機汚濁物質が多いほど高い数値を示す。	3
	合併処理浄化槽	生活排水のうち、し尿と雑排水を併せて処理することができる浄化槽のこと。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。水質汚濁の原因として生活排水の寄与が大きくなっており、下水道の整備等と並んで、合併処理浄化槽の普及が求められている。	6

カブトガニ	カブトガニ目カブトガニ科の節足動物。その姿形は、約 2 億年前からほとんど変わっていないため、「生きている化石」と言われる。本県では笠岡湾が生息地として知られ、干拓事業により生息環境が悪化し、一時はほとんど姿が見られなくなったが、幼生保護などの取組により、回復しつつある。	9
ガラモ	褐藻類のホンダワラ科に属する海藻の総称で、岩などに付着し、大きい種では数mに生長する。空気を含んだ気泡と呼ばれる器官を持ち、浮力により海中に立ち上がることができる。 ガラモが群生した場所をガラモ場と呼ぶ。本県の海域では、アカモク、ヒジキ、タマハハキモク、ノコギリモク等が見られる。	7
環境基準	健康保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められているもの。この基準は、環境保全に関する施策を進めていく上での行政上の目標として定められたもので、ここまでは汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。	3
環境基準の達成率（海域）	1 COD (1) 類型指定された水域の環境基準点における水質（COD）の 75%値が 環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。（注）75%値とは、年間のn個の日間平均値の全データをその小さいものから順に並べたとき、$0.75 \times n$番目（整数でない場合は、端数を切り上げた整数番目）にくるデータをいう。 (2) 複数の環境基準点が存在する水域においては、全ての環境基準点において環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。 2 全窒素及び全リン（海域） (1) 類型指定された水域の環境基準点における表層の年間平均値が環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。 (2) 複数の環境基準点が存在する水域においては、各環境基準点における表層の年間平均値を、当該水域内の全ての環境基準点について平均した値が環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。	3
環境配慮型構造物	生物の生息空間の再生・創出に配慮した緩傾斜護岸や生物共生型護岸、海水交換型の防波堤等の構造物のこと。	17
漁業集落排水施設	漁業集落の生活環境の向上や、漁港・河川等の水質保全を目的として、し尿や生活雑排水を処理するための処理施設のこと。	6
クリーンライフ 100 構想	下水道、集落排水、合併処理浄化槽の污水处理施設の人口普及率100%を目指し、各污水处理施設の効率的かつ効果的な整備を図るために污水处理区域と污水处理人口の分担率を定めたマスタープランであり、各市町村の実情に即した計画として県が取りまとめたもの。下水道、集落排水、合併処理浄化槽等の污水处理施設の整備は、この構想に従い実施されている。	16
クロロフィル a	植物、藻類等に広く含まれる光合成色素の一種のこと。	25

	健康項目	水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する項目。 カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀、ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサンの27項目。	3
	公益社団法人 瀬戸内海環境 保全協会	瀬戸内海の環境保全に関する意識の高揚、調査研究、指導助成などの事業を行うことにより、比類のない景勝地であり、漁業資源の宝庫でもある国民共通の財産たる瀬戸内海の環境保全に資することを目的として昭和51（1976）年に社団法人として設立された。令和4（2022）年現在、13府県、7政令市、20中核市、16団体が正会員となっている。	24
	公共下水道	公共下水道とは、主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものをいう。 また、公共下水道のうち市街化区域（市街化区域が設定されていない都市計画区域にあつては、既市街地及びその周辺の地域）以外の区域において設置されるもので、処理対象人口が概ね1,000人未満で水質保全上特に必要な地区において設置されるものを特定環境保全公共下水道という。	16
	国際拠点港湾	国際戦略港湾以外の港湾であつて、国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾で、全国18箇所（本県では水島港1箇所）に設置されている。	7
	児島湖に係る 湖沼水質保全 計画	児島湖が昭和60（1985）年に湖沼法に基づく指定湖沼に指定されたため、県が国の湖沼保全基本方針に基づき定める計画で、児島湖及びその流域を対象にCOD、全窒素、全リン及び透明度の目標値とその達成のための取組等を定めている。5年ごとに見直しており、第8期計画の期間は令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までである。	15
サ～	栽培漁業	水産資源の種苗を人為的に生産し、これを放流して自然環境の中で育成させて漁獲すること。 天然の海で最も減耗の大きい時期を人間の管理下におき、その後は自然の海の生産力を利用して資源を増大させ、これを漁獲するという種苗生産から漁獲までの一連の漁業生産システムと考えることもできる。	18
	資源管理型漁業	水産資源を適切に管理し、持続的に利用していくための取組のこと。漁業許可のように国や県など公的機関が行うものと、漁業者が自主的に行うものに大きく分けられる。本県では、漁業者が自主的に網目の拡大やサイズ制限を取り決めるなどの漁獲制限を行っている。	18
	自然海岸	海岸が人工によって改変されないで自然の状態を保持している海岸のこと。	2

自然海浜保全地区	瀬戸内海に残された自然海浜の保全とその下での海水浴等のレクリエーション利用を図るため、岡山県自然海浜保全地区条例に基づき、瀬戸内海の手海浜地及びこれに面する海面のうち、「水際線付近において砂浜、岩礁その他これらに類する自然の状態が維持されているもの」、「海水浴、潮干狩り、その他これらに類する用に公衆に利用されており、将来にわたってその利用が行われることが適当であると認められるもの」として指定された区域。本県では8地区を指定している。	8
自然植生	集散様々な形態をとる植物集団のうち、人為的に改変されていないもののことをいう。	9
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥を処理する施設のこと。	6
水源涵養機能	森林の水源涵養機能とは、樹木や土壌が水を保持し、大雨が降った時の急激な河川等の増水を抑え（洪水緩和）、しばらく雨が降らなくても水の流出が途絶えないようにする（水資源貯留）など、水源山地から河川に流れ出る水量や時期に関わる機能のこと。	21
3R （スリーアール）	廃棄物の発生抑制（リデュース：Reduce）、再使用（リユース：Reuse）、再生利用（リサイクル：Recycle）の頭文字をとったもの。平成11年の産業構造審議会において「循環型経済システムの構築に向けて」（循環経済ビジョン）が取りまとめられ、その中で従来のリサイクル対策を拡大して廃棄物の発生抑制や再使用を含んだ3Rの取組を進めていくことが必要であると提言された。これを受け、以後、廃棄物、リサイクル法体系が整備された。	22
生活環境項目	水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する項目。水素イオン濃度（pH）、溶存酸素量（DO）、生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、ノルマルヘキサン抽出物質（油分等）、浮遊物質（SS）、大腸菌数、全窒素、全リン、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）、底層溶存酸素量（底層DO）の13項目。	3
生物多様性	地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さをいう。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定しているといえる。地球上の生物種、生態系及び遺伝子の多様性を保護するため、「生物の多様性に関する条約」が採択され、我が国は平成5（1993）年5月に批准している。	13
瀬戸内海環境保全知事・市長会議	昭和40年代の高度経済成長期に水質汚濁が進み、「瀬死の海」と呼ばれた瀬戸内海の水質の改善をはじめとする環境の保全を推進するために積極的な広域行政を進めようと、昭和46（1971）年に関係府県市が集って結成された。令和4（2022）年度現在、13府県、27沿岸市で構成されている。	24
瀬戸内海環境保全特別措置法	瀬戸内海は、古来より優れた自然景勝地であるとともに貴重な漁業資源の宝庫であるという恵まれた自然条件を有しているが、その周辺に産業や人口が集中した昭和40年代に水質の汚濁が急速に進行したことなどを背景に、水質保全対策等を強力に推進することが必要となり、昭和48（1973）年に瀬戸内海環境保全臨時措置法が制定された。昭和53（1978）年には赤潮等による被害に対する富栄養化対策を含む新たな施策が加えられた恒久法として瀬戸内海環境保全特別措置法に改正された。新たな課題等に対応するため、令和4（2022）年4月に改正された。	1

	全窒素	窒素を含む化合物の総称。排水及び天然水中に存在する窒素化合物の形態を大別すると、無機態窒素と有機態窒素の二つに大別される。 無機態窒素：アンモニウム態窒素 ($\text{NH}_4\text{-N}$)、亜硝酸態窒素 ($\text{NO}_2\text{-N}$)、硝酸態窒素 ($\text{NO}_3\text{-N}$) 有機態窒素：人間などの生活廃棄物などに含まれるアミノ態、蛋白態などの含窒素有機化合物、その他工場排水中に含まれる含窒素有機化合物など。	3
	全燐	燐を含む化合物の総称。排水中の燐化合物は有機態燐、無機態燐の二つの形態に大別される。 排水及び天然水中の燐化合物の挙動は極めて複雑で、水中の微生物活動及び化学的作用を受けて、燐化合物の形態は変化しやすい。最終的には酸化及び加水分解を受けてオルト燐酸塩になり、溶存状態又は懸濁状態で存在する。	3
	総量削減制度	人口、産業の集中等により汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域の水質汚濁を防止するための制度であり、昭和53（1978）年に「水質汚濁防止法」及び「瀬戸内海環境保全特別措置法」の改正により導入された。	15
ナ～	二次林	原生林（その土地本来の植生）が破壊された後に生じた狭義の二次林、さらに二次林が破壊された後に生じた二次林（三次林）なども広く含めて用いられる。 ふつう、伐採・風水害による倒木、山火事などにより原生林が破壊された後に自然に成立した森林で、主に陽樹（太陽光を好む樹木）より成る。薪炭生産のために伐られた後が自然に再生したものも二次林であるが、これを雑木林という。雑木林・アカマツ林など薪や落葉を採るために仕立てた林も二次林に含まれる。原生林と二次林を合わせて天然生林といっている。	9
	農業集落排水施設	農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理し、農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図る施設のこと。	6
ハ～	半自然海岸	道路、護岸、テトラポット等の人工構築物で海岸の一部に人工が加えられているが、潮間帯においては自然の状態を保持している海岸（海岸に人工構築物がない場合でも、海域に離岸堤等の構築物がある場合は、半自然海岸とする。）のこと。	2
	干潟	潮の干満により、定期的に冠水と干出をくり返す平たんな砂泥質の海岸地形のこと。多毛類、カニ類、二枚貝類、巻貝類といった底生生物が豊富に生息し、これらをエサに大型動物の鳥類や魚類が来遊する。干潟の価値は、このような多様な生物の生息空間であることに加えて、海水浄化の機能にある。	2
	物質循環	地球又は生態系での物質の循環で、地球環境を維持するために最も重要なしくみのこと。地球上の物質は、生物及び地球化学的な働きによって化学的あるいは物理的に形を変えながら1つの貯留場所からほかの貯留場所へ移動し、全体として循環している。例えば、生物体の有機物を構成する元素は環境から取り込まれるが、生物が死ぬと分解されて無機化し、再び環境へ戻される。	7

	文化的景観	田や畑などの農耕地、里山、漁場などの川や海の近辺等には、地域の人々が自らの生活や生業のあり方を土地に刻みつけることによって、長い時間が経つうちに形作られてきた「原風景」ともいべき独特の風景がある。人と自然との関わりの中で育まれた風景には、歴史的な時間の積み重ねがもたらした独特な美しさとともに、豊かな文化的価値が込められている。このような風景を一般的に「文化的景観」と呼ぶ。	19
	保安林	森林の持つ水源涵養 ^{かん} や山地災害の防止等、公益的機能のうち特に重要な森林について伐採や開発に制限を加える森林のこと。特に水源涵養保安林は、水源地森林を指定し、その流域に降った雨を蓄え、ゆっくりと川に流すことで、安定した川の流れを保ち、洪水や渇水 ^{かん} を防止する働きがある。本県では、水源涵養保安林の面積が最も多く、全体の約70%を占めている。	21
マ～	マイクロプラスチック	5mm以下の微細なプラスチック類のことで、有害物質が付着しやすいことや魚などに誤食されやすいことから、新たな環境への懸念材料となっている。人体への影響など不明な部分も多く、様々な研究が進められている。	10
	藻場	海藻又は海草の群落で、海草のアマモ類等が主体の「アマモ場」、褐藻ホンダワラ類が主体の「ガラモ場」、大型褐藻のコンブ類、アラメ・カジメ類等が主体の「コンブ場」、小型海藻類が主体の「テングサ場」等がある。沿岸生態系の重要な生産者であるとともに、海産動物の生息場であり、海洋環境の安定化に大きな役割を果たしている。	2
ヤ～	遊漁	海、湖、川などで、営利に関係なくレジャーを目的に釣り、潮干狩り等を行うこと。	18
ラ～	林地開発許可制度	無秩序な開発によって水源の涵養 ^{かん} 、災害の防止、水害の防止、環境の保全等の森林の働きが損なわれるのを防ぐために、1ha（太陽光発電施設は0.5ha（令和5年4月1日から））を超える保安林以外の森林の開発をしようとする際に知事の許可を必要とする制度。	21